

平成23年3月16日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	藤 埴 理 君	2 番	吉 野 誠 君
3 番	木 村 千 秋 君	4 番	栗 田 利 朗 君
5 番	広 瀬 文 典 君	6 番	奥 村 耕 作 君
7 番	—————	8 番	末 政 京 子 君
9 番	岩 崎 秋 夫 君	10 番	丹 羽 豊 次 君
11 番	小 林 敏 美 君	12 番	広 瀬 康 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	興 慈 善 君	健康福祉課長	中 村 繁 範 君
住 民 課 長	桐 山 浩 治 君	建 設 課 長	小 川 孝 夫 君
産 業 課 長	三 浦 高 雄 君	上下水道課長	中 島 健 司 君
会計管理者兼 会 計 課 長	古 山 則 雄 君	消 防 主 任	吉 田 守 男 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	乾 豊 君
生涯学習課長	多 賀 清 隆 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 一 幸	書 記	青 木 隆 一
書 記	藤 塚 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（衣斐弘修君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、3番 木村千秋君、4番 栗田利朗君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

議長（衣斐弘修君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

12番 広瀬康君。

〔12番 広瀬康君登壇〕

12番（広瀬 康君） 任期4年の最後の議会になりまして、トップバッターを承りました。大変ラッキーでございます。

今も黙祷いたしましたように、未曾有の東日本大震災、連日のようにテレビを見ながら涙を流さない日はありません。こんな悲しいことはありません。お亡くなりになりました人には本当にお悔やみ申し上げますし、今、被災で特に家族がばらばらになっている方、あるいは家はもちろんのこと、何もかも失ったという方、本当に心からお見舞い申し上げたいと思います。引き締まった思いでトップバッターを承ります。よろしくお願いいたします。

きょうは、五つの項目について質問ないし提案をしたいと思いますが、まず第1は、TPP参加で農業を含む我が垂井町の地域産業はどうなると思いますかというテーマでお願いいたします。

昨年12月の議会で、JAや県農民連がTPP参加に反対する意見書を国に提出するよう求める請願が総務産業建設委員会で不採択と決まりました。この問題は、我が町にとっても重大な問題です。当時は、TPPとは何か、日本がTPP交渉に参加することによってどんな問題を抱えているのかと、まだ十分に認識されていなかったように思いますが、今ではこの参加が日本の農業だけではなくて、あらゆる産業や経済にますます悪影響を及ぼすことが明らかになってきました。特に、地方経済が甚大な影響を受けることが明らかになってきました。

そこで、私はここでTPPとは何か、幾つかの点で検討し、町民にとってどんな影響を受けるのかということを見、単に国の政策だからといって避けて通れる問題ではないと思い、以下、TPPに関して町民の命と暮らしがかかった問題として、その責任を担っている町長に対して、このTPPについて、あえてどんな認識を持っておられるか、ただしたいと思います。

TPP交渉に我が国が参加することはどういうことかといいますと、すべてのものの輸入の関税がゼロになるということであって、わけても食料品、すなわち農産物への関税が撤廃され、

自由に安い食料品が我が国に流入してくることであります。その結果、我が国の農産物は壊滅的な打撃を受けることになると思います。国産農産物、特に米や小麦、乳製品など、国民の主要な食料品が輸入品と価格において太刀打ちできなくなれば、すなわち売れなくなれば、生産者は生産しても生きていけないということになります。自由経済のそれは当然の帰結ですけれども、日本の農業が崩壊すれば、日本人の食生活は常に外国に頼らなければならなくなります。

外国依存の食生活は、今懸念されている世界の食料危機に当たって、全く自立できなくなります。自国の食料は自国でという食料主権が奪われてしまうわけです。世界の国々はそういうことにならないように、自国の主食にかかわる農産物の生産は、最低でも守ろうとする。そういう主要な食料生産には手厚い保護がされており、その輸入関税をしっかりとかけているわけです。日本は11.7%、アメリカは5.5%、ところが韓国は62.7%ですよ。インドに至っては126%という関税を課しているわけですね。ですから、自分の国の食料は自分で賄う、いざというときに国が立ち行かなくなってしまうたら大変なわけですから、戦争とかと関係なくて、いわゆる食生活を中心にして命が奪われる、そういう国の安全が保障されなくなるということですから、大変なことです。そういう意味で保護しているわけですね。

自国の主食品の価格や生産量がどうなってもいいと考えている国はどこにもありません。自国の食料は自国でという、例えば垂井であれば、極端に言えば垂井町の食料は垂井町でというような、これを食料自給率といいます。食料自給率が日本は今50%を割って、40%なんですね。しかも、このTPP加入によって、農水省の算定でも13%になるというんですよ。今、食料自給率は、国内では東京、大阪は1%を割っています。北海道や秋田は110%、120%ということですが、国全体では、今言いましたように40%、国単位では50%を割っているわけですね。この食料自給率が50%を割ったというような国は、日本以外にほとんどありません。

ところで、農林漁業などの第1次産業のGDPに占める割合、生産量からいいますと、わずか1.5%なんです。ですから、経団連とか、あるいは献金の問題で辞任した前原前外務大臣ですね、彼はこう言っているんですね。わずか1.5%の生産物を守るために、98.5%の工業生産とか、そのほかの、特に自動車や電気などの工業製品が自由化することで利益が得られるわけですが、それが自由化反対だったら困るというふうに、そんなことまで言ってきたわけですね。だからTPP交渉参加をというふうに言ってきました。日本人かなと思うような発言だと私は思います。

私は、ここ二、三週間の間、農協を初め認定農家を調べましたら、大体20軒ちょっとあるんですが、全部はよう回りませんでした。それを訪ねて、TPPについて見解を聞いてきました。ほとんど異口同音に反対でしたし、そうなったらもうやっていけなくなると、そういうふうな悲痛な思いをされている方がほとんどでした。そういうことですから、我が町の農業を支えているこれらの人たちを暗たんたる気持ちにさせるようなTPP交渉に参加するという政府に対して、町長は個人としてではなくて、町民の命と暮らしを守る立場での真摯な御意見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。これが第1点です。

第2点です。まちづくり基本条例を生かした住民と行政の協働事業を前進させるためにという題で幾つか質問をしたいと思います。

まちづくり基本条例の前文は、こんな言葉で結んでいます。「私たちは、人権を尊重し、近隣自治体との連携を図りながら、地球規模の課題解決も視野に入れたまちづくりを進めています。そして、すべての住民が、「このまちに出会えてよかった」と思えるような、幸福度の高い、自主自律した協働のまちの実現に向けて取り組むことを決意し、ここにこの条例を制定します」。この条例がいよいよ4月からスタートすることになるわけですが、この条例を生かして、当面先立って次の諸事業において取り組みを開始してほしいと切望し、提案も含めて、展望か、あるいは計画を聞かせてほしいと思います。

まず第1、リサイクルセンターからエコパークを進める事業。リサイクルセンター、またはエコドームの建設からエコパーク建設に進むプロセスを住民にわかりやすく、特にこの次の点について説明をしてもらいたいと思います。

今実施しているリサイクル体験広場、1月、2月、3月と続きましたが、4月からも続けるとおっしゃっていますが、これは今後どうするのか。

二つ目、その後どうするか。経過や結果をデータ化し、そして住民に周知徹底する取り組みが何よりも大切ですが、その後の構想まで提案し、住民がわかりやすく親しみやすい、自分もこの活動に積極的に参加しようという意欲、関心を駆り立てるように仕組んでいくことが大切ですが、どう思われますか。

三つ目、その取り組みの中でボランティアをふやす。やらされている住民ではなくて、やりたい住民を育てるとのことだと思います。その辺はどうなのか、ふやしてほしいと思いますが。

4番目、この全過程を通じて、仮称ですけれども、委員をきちっと組織して、幾らかの報酬も出すことを考慮してはどうかということです。

二つ目、観光のまちを精力的に進める事業。

観光協会の会長が、町長ではなくて行政主導から住民主導型に変わったのを機会に、住民と行政協働の取り組みが大いに期待できますが、早速次の要望をしたいと思います。もちろん担当者、会長がかかったからといってすぐに十分なことができるとは思えません。でも、町の観光政策を一步でも二歩でも前に進めるという点では、大いに期待できるのではないかと思います。

まず第1に、何よりも我が町の観光資源をうまくPRする方法を早急に具体化すること。同僚議員からもたびたび観光事業について、あるいはこの観光資源をPRする方法が下手ではないかというふうに言われてきました。僕もそう思います。ですから、本腰を入れて、兼業ではなくて、行政の職員が一生懸命やっていると、産業課でやっておるわけですが、もちろんそこが中心になるかもわかりませんが、本腰を入れて、それだけにかかわるというPR作戦も考えなきゃならないと思いますが、どうですか。

二つ目、当面取り組むべき最優先課題、順位を決めてはどうか。そして、何よりもその中で、こいのぼりと桜を結びつけた観光事業を手がけること。この事業に参画しようと思っている住民を募集すること。そして、その人たちと計画と実行を精力的に進めること。例えば検討会を開いて、当面はがやがや会議といいたいでしょうか、バズセッションでもいいと思いますが、やりながらだんだん煮詰めていくわけですが、もちろんそれはいつでも公開する。その検討会議、がやがや会議を開いて、町民の皆さんの関心のある人は、そこに直接は参加できなくても周りから応援する。ああ、そういうことをやっているのか、それなら私たちもやろうというふうな、みんながそういう気持ちになるような組み立て方をしていくことが大事だと思いますが、それはどうですかということです。

個々の観光資源について、今、たまたまこいのぼりと桜だけを出しましたが、まだほかにもあります。歴史的な史跡もあります。いっぱいありますが、それらを十分整理しながら優先順位を決めてやってほしいがどうかということです。

大きい三つ目ですが、文化会館の運営を検討する事業についてです。

文化活動や文化事業の拠点としての文化会館の利用・活用をもっと大胆に、旺盛にできる方途を考えて、実践に移す見識と行動力を持った組織に組みかえることを提案したい。これには金も知恵も必要なことは大変わかりませんが、このままでは住民のための文化会館ではなくなってしまいます。指定管理者制度を導入することも視野に入れながら、やはり基本は、まちづくり基本条例の精神にのっとったやり方を追求してほしいですが、町長や担当課の考えはどうか、お聞きしたいと思います。

三つ目ですが、こども園構想が出されていますが、これは政府が提案している子ども・子育て新システムとはどこが違うかをお聞きしたいと思います。

町長は、一貫して基本的には幼保教育に民間事業の参入は考えていないと言いますが、公共の責任はしっかり果たしたいというふうに言っておられますが、その方針に変わりはないのかということです。もちろん、今問題になっている、これから取りかかろうとしている（仮称）こども園との関係もありますので、ぜひ御意見を伺いたいと思います。

四つ目ですが、また再び住宅リフォーム助成制度について、その導入をぜひ考えてもらいたいという問題です。

この問題については、さきの12月議会で要望しましたが、町長は、個人資産の拡充のために税金を使うのはいかがなものかというふうで助成制度導入を渋っておられましたが、その後、全国の状況はもちろん、周辺市町村にも波及し、この制度のよさ、すなわち地域経済の活性化や住民の関心の高まりに気づいて、ニーズの拡大も加わっています。制度導入の声がそういうふうにして広がっていると思いますが、お隣の養老町でもいよいよ来年度から50万円を限度に導入すると予算化されました。今は決定したと思いますけれども、報道によるとそうです。住宅リフォームですから、建築屋さん、リフォーム屋さん、あるいは指物屋さんはもちろんですが、畳屋さん、ガラス屋さん、塗装屋さん、多くの業種の方も、これは、大体は零細事業です

から特にそうですが、この人たちに光を当てることは、改築や新築までは手が届かない住民にとってもメリットは高いところです。投資や助成の何倍もの経済波及効果があることが、もう既に全国の例で実証済みです。補正予算を組んででも、この制度導入にどうか踏み切ってもらいたいとあえて重ねてお願いいたします。

この問題では、大変心が痛むんですが、例の宮古市ですね。あそこは全国に先駆けてすごい頑張ってる住宅リフォーム運動をやられて、50倍というふうに聞いていますが、出されている助成の、それだけ効果があったんですが、見るも無残に破壊されてしまいました。本当に気の毒ですけども、そういう状況もあります。どうぞよろしく願いいたします。

最後ですが、国民健康保険税の引き下げを検討してほしいという問題です。

やはり高い国保税に悩んでいる町民は多いです。国保に加入している住民は高齢者が多くて、わずかな国民年金受給者が、またはこの不況下で暮らしや営業に悩んでいる住民が多いわけです。国保税の引き下げを検討してもらいたいと思います。

そこで、状況を聞きたいと思いますが、まず国保税納税者の年間所得について、所得層割でその関連した資料を提示してほしいということ。二つ目は、滞納者の状況はどうなっているのか。三つ目、平成19年度から22年度の3年間の国保の収支について。そのうち、特に国の交付金、それから一般会計からの繰入金、もちろん決算でもわかっておりますが、22年度についてはまだあれですけど、その辺の状況を知らせてほしいと。そして最後に、5,000円でも引き下げた場合には収支はどうなるのか、その見通しについてもぜひお聞かせ願いたい。そして、極力引き下げること。これは、私たちは国の国保税切り下げ1万円を要求しておりますが、なかなか国の人ほううんと言いません。せめて国保の保険者である垂井町の考え、そしてこれからの方向をお聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 質問にお答えする前に、冒頭に今回の東北地方太平洋沖大地震に端を発しました東日本大震災、まだ被害の全容が明らかになっておりませんが、まさに悲惨な状況になっております。被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、まだ発見されていない方もおられますけれども、亡くなられた方に心からお悔やみを申し上げたいと思います。

さて、それでは何点が質問がございましたが、私の方からはT P Pに関して、それからこども園の民営化についてのこと、それからリフォームについての3点についてお答えをさせていただきます、あとは担当課の方で説明をさせていただきたいと思います。

まずT P Pの参加についてでございますけれども、私自身、まだ完璧にこのT P Pのことをすべて理解しているわけではございません。非常に難しい問題があると思っております。ただ、今まで見聞きしたり、あるいは調べたことをもとにして、T P Pについての所見を述べてみた

いと思いますので、よろしく願いをいたします。

日本がTPP交渉に参加するか否かと、この問題が起きたのは2010年の秋ごろから、一つの政治の大きな争点として上げられてきました。TPPとは、御存じのように、太平洋周辺の国々が参加して、貿易の障害となっている関税、非関税措置などの撤廃を目指す自由貿易協定であります。環太平洋連携協定の略でございます。国内の産業構造や雇用、そして国民生活全体が甚大な影響を受けることは間違いないと思いますが、影響の具体的内容については、分析や議論がまだ追いついていない、メリットもデメリットも十分に予測できない部分も多々あるかというふうに思っております。

TPPというのは、今まで民主党のマニフェストにもありましたけれども、FTA（自由貿易協定）、フリー・トレード・アグリーメントと言いますけれども、この自由貿易協定の一種であるというふうに認識をしております。このFTAは、協定国間の貿易自由化を目指して、関税や非関税障壁削減などの取り決めを行う協定であり、圧倒的に2国間での取り決めが多いようでございます。これまでの日本のFTA戦略は、アジア諸国に重点を置いて重要品目の例外化の確保など、柔軟性のある連携関係を段階的にふやすことを目指してきております。既に締結されている相手国は、シンガポール、メキシコ、マレーシアやタイ、インドネシア、インド、ベトナムなど多くの国と結んでいるところであります。

しかし、こうした方向性は、TPP参加によって一気に覆されるおそれがあります。全関税の撤廃にいきなり踏み切らなければならなくなる可能性が出てきたときに、まず日本の農業生産は壊滅的な打撃を受けることは避けられないのではないかというふうに考えられます。また、農業だけでなく、工業分野でも少なからぬ品目の生産が立ち行かなくなる可能性もあります。

一般に、輸出産業は大きな利益を得ると見込まれ、消費者も輸入品を安く買えるメリットが期待できるかもしれませんが、製造業の海外移転がさらに進んだ場合、産業が空洞化すれば雇用減少にもつながる可能性があります。

そういったことから、農業への影響ということで、先ほども前原前外相のGDP比に対する1.5%というお話がありましたけれども、農業への影響度というのは、生産額の変化を見るだけではなく、失われる農業の多面的機能の価値も考慮した総合評価が重要ではないかというふうに考えております。例えば、主要産業である農業を失った地域社会が崩壊し、農地が失われて日本の原風景が変わっていく可能性もあります。また、食料自給率のお話もされましたけれども、食料の安全保障上の大きなリスクを抱えることもやはり意味するものだと思います。そのほかにも、もし水田が失われていくようであれば、生物多様性の保全機能、あるいは洪水防止機能、地下水の涵養機能、土砂崩壊防止機能、水質浄化機能、窒素循環機能など、環境維持機能にも大きな影響が出るのではないかというふうに考えております。

TPP問題は、拡大する欧州圏やアメリカ圏に対して、日本を含めたアジア諸国がどう対処していくかという戦略の問題もあると思います。農業の体質強化の必要性を議論せずにTPPに反対することを問題視する声もありますが、日本の食料生産基盤は高齢化等、やはり弱体化

していることを重く受けとめなければならないのではないのでしょうか。そういった中で、本当の意味での強い農業を目指さなければならないと思います。しかし、それは単に規模を拡大してコストダウンすることだけではなくて、もちろんその努力も必要でありますけれども、少々高くても本物だから、あなたのものしか食べたくないというような消費者や地元地域の、そして日本の食料品を高く評価しているアジアや世界に、もっともこの需要をふやしていくことが必要ではないかと考えております。

ここで、昨年12月に全国町村長大会において、TPPに関する特別決議がなされました。その一文を少し朗読させていただきたいと思っております。

「我々は、これまで政府が推進してきたEPA（経済連携協定）をはじめとする貿易交渉に異を唱えるものではないが、地域経済・社会の崩壊を招くおそれの強いTPPをそれらと同一視することはできない。しかも、TPPへの参加検討の表明が先行し、「影響資産」や国内対策の検討が後追いになるという、政府の姿勢は、日本農業の現状を無視した慎重さを欠いた対応であり、到底国民の理解を得られるものではないと考える。よって、我々は、政府に対しTPP反対を明確に表明する。今、政府がやるべきことは、昨年来のマニフェストで掲げた農林漁業と農山漁村の再生を責任を持って実現することである」というふうになっております。私としましては、TPPを全面的に否定するものではありません。しかし、検証をしっかりとる中で、メリット・デメリットを明確にしなければならないと思っております。

今の全国町村長会の決議にもありますように、今、日本として取り組まなければならないのは、いかに農業とそれを取り巻く環境を守り再生すべきかをしっかりと定めることだと思っております。その上で、国際社会の中で生き抜く日本を論議すべきと考えております。

以上がTPPに関する私の所感でございます。

次に、こども園に関しまして。

さきの12月議会でも答弁をさせていただきましたけれども、民間の参入といいましても、その手法がいろいろありまして、施設を民間に譲渡する、あるいは貸与する、あるいは公立保育園を新設の民間保育所に転園する方法、または指定管理というような形があると思っております。指定管理については、こういった保育園・幼稚園についてはあまり好ましくないのではないかという思いも12月議会で述べさせていただいたところでございます。

本町には私立保育園が1園ございますが、この私立ともうまく連携をとりながら、子供たちや保護者、親さん方のニーズに合った運営をしっかりとしていきたいと考えております。今後、国の子ども・子育て新システムの制度設計によっては、民営化の検討が必要になるかもしれませんが、この子ども・子育て新システムは、どうも国の方針としては民営化をリードしていくような節がうかがえなくもありませんけれども、町は町として公の施設、公としての幼稚園・保育園の運営をしっかりとしていきたいというふうに考えております。現時点においては、民営化については考えておらず、その方針に変わりはないところでございます。

続きまして、住宅のリフォーム問題でございますけれども、これも12月議会で答弁をさせて

いただいたところでございますので、急遽方針が変わるというものではございませんけれども、今申しました、確かに住宅の増改築、リフォームの経済的効果というものは認めるところでございますけれども、その住宅のリフォームというのは、個人的な資産、住宅の価値をどんどん高めていくためでありますので、そこに税金をどんどん投入していくというのはいかなものかと、検討をしっかりと要するのではないかというふうに思っております。現在、先ほど拡大しておるというお話がございましたけれども、リフォーム制度を実施している自治体は、全国では180自治体ほどでございます。近隣では取り入れているところも多々あるようでございますが、全国的にはまだ1割程度の現状でございます。垂井町におきましても、耐震化の改修でありますとか、介護に関する改修に助成制度を設けておりまして、やはり住民の生命を守ることを優先した改造というものに対して補助をしていきたいという考えを持っております。

そういったことから、今の住宅リフォームの助成に対する方法につきましては、今後もやはり近隣市町村、あるいは全国的な動向等を見ながらしっかり検討していくことが必要かと思っておりますが、現状では導入を考えておるところではございません。なお、来年度予算におきましては、太陽光発電の設置に係る助成でありますとか、商工会が行いますプレミアム商品券の発行に係る助成等も予算化しておるところでございます。そういった中で、住民の方の経済活性化に寄与する部分があるのではないかというふうに考えております。

厳しい財政状況下で、慎重に検討すべきものであるというふうに思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

残りの諸問題につきましては、担当課から補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 12番議員の第2点目と第5点目の質問にお答えをいたします。

まず最初に、第2点目のまちづくり基本条例を生かした住民と行政の協働の事業を前進させるためにのうち、(1)のリサイクルセンターからエコパークを進める事業についてですけれども、一つ目の、今実施しているリサイクル体験広場を今後どうするのかという御質問でございます。

リサイクル体験広場は、ことしの1月から文化会館南駐車場におきまして月1回行っているものでございますけれども、これは住民がみずから資源ごみを持ち込み、分別して回収するという体験広場でございます。この3月13日に第3回目を実施したところでございます。回を重ねるごとに来場者も増加傾向にあります。やはり資源廃棄物の分別をしっかりと行うことと、住民の皆様の分別への意識づけを図るために有効な事業でございますので、平成23年度も引き続き実施していきたいと考えております。

次に、その後どうするのかということでございますけれども、現在のスタッフは、ごみ減量に取り組んでこられた団体や個人の方と廃棄物減量等推進員の中から参加してもいいよといっ

た方々で実施されております。この取り組みを広報やごみ減量推進員だよりなどでお知らせするとともに、この事業を住民の皆様に関わりやすく参加しやすいものとなるように、スタッフの研修会でも話し合っていきたいと考えております。そして、この取り組みの中でボランティアをふやすということですが、無理のない取り組みが事業を継続させる第一と考えておまして、スタッフと十分に意見交換する中で、ボランティアでございますが、その増員を図っていきたいと考えております。

つい先日、月曜日でございましたけれども、一住民の方から住民課の方に電話があり、リサイクル体験広場に行ったところ、スタッフの皆さんが活動されているのを見て、あの方々はこういった人ですかというお尋ねがございました。そこで、スタッフはボランティアの方々で行ってみますということをお伝えしますと、ぜひ自分もこの体験広場の活動に参加したいということでした。それで、来週の23日にスタッフの研修会がございましたということをお話ししますと、この会議に参加をしていただけるということでした。このような方もございましたので、どんどんとボランティアの増員も図っていきたいと考えております。

次に、全過程を通した委員を組織し、報償を出すことも考慮してはということでございます。

リサイクル体験広場から参加しているスタッフがひとり立ちできるような形が理想であると考えておりますので、それに向けた取り組みが今後必要であると思います。また、その中で、報償についても協議され、決めていかれるのがよいのかと考えております。

次に、大きな5点目の国民健康保険税の引き下げ（軽減）を検討してほしいについてでございます。

まず最初に、国保税納入者の年間所得について、所得層割合のお尋ねでございますが、国民健康保険の世帯数は4,066世帯、被保険者数は7,431人となっております。その総所得金額といえますのは44億3,659万円余りでございます。この所得金額を所得ごとに区分した集計は現在のところ行っておりません。こういったことから、所得層割合のデータは持ち合わせておりませんので御了承願いたいと思います。

次に、滞納者の状況についてでございますが、滞納者に対しましては、過年度、または現年度の未納の状況を見まして、短期被保険者証というものを発行しております。この発行数が約300人となっております。滞納額につきましては、平成20年度で1億6,200万円余り、平成21年度で1億8,000万円余りとなっております。これらは景気の低迷によりまして、国保の被保険者の方々の収入が減少したこともあり、滞納額は増加傾向にございます。これらにつきましては、個々に納税相談に応じるなど、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成19年度から3年間の国保の収支についてでございますが、国民健康保険特別会計の実質収支は、平成19年度で3億755万7,000円、平成20年度で1億6,226万7,000円、平成21年度で2億2,366万2,000円となっております。平成20年度には1億5,000万円を基金に積み立てておりますし、21年度には国保税の税率の引き下げを行ったところでございます。

次に、国庫補助金、一般会計からの繰入金基金についてでございますが、国庫補助金につき

ましては、平成19年度1億780万円、平成20年度7,920万円、平成21年度9,600万円となっておりまして、これらの大部分は国からの調整交付金でございます。一般会計からの繰入金につきましては、平成19年度は1億4,551万円、平成20年度1億2,316万円、平成21年度1億2,565万円となっており、ほぼ横ばいの状態となっております。基金につきましては、各年度3月31日現在のものでございますが、平成19年度、平成20年度は6,520万円、平成21年度で2億1,520万円となったところでございます。

次に、5,000円でも引き下げた場合、収支はどうかということでございますけれども、国民健康保険税といいますのは、医療給付費分、後期高齢者支援金分、40歳から64歳の方には介護納付金という3種類に分けられまして、それぞれに所得割、資産割、世帯平等割、被保険者均等割の4方式より賦課されております。議員が申されます5,000円の引き下げという場合でございますけれども、これらのどの部分で引き下げをするのかというのがちょっとはっきりしませんので、試算するのも難しいかと思われまして、そこで、少し乱暴かもしれませんが、単純に被保険者お1人当たり5,000円を引き下げるとすると、被保険者数が7,431人となりますので、これに5,000円を掛け合わせますと3,715万5,000円となるところでございます。この額が減収になるのではないかと考えております。

以上のことから、国民健康保険の健全な運営におきまして、実質収支が2億円余りという現状、また平成21年度に国保税を引き下げたということからも見ましても、現時点での引き下げはちょっと難しいのではないかと考えておるところでございます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） 産業課長 三浦高雄君。

〔産業課長 三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 私の方からは、12番議員の御質問の大きな二つ目の2項目め、観光のまちを精力的に進める事業についてお答えをさせていただきます。

私どもの観光行政のやるべき方向を示唆していただいたようで、ありがたく御質問を拝聴させていただきました。今回の観光協会の会長の交代は、議員も大いに期待をされているところであり、従来より視野が拡大し、発想の転換も図られ、新たな体制の一步に期待するところ大でございます。

そんな折、4月1日から住民協働のまちづくりがスタートいたしますが、観光振興こそ、これまでのような行政主体でない住民参加の住民主体により取り組むべき分野であると認識するところでございます。しかしながら、これまでの垂井町の観光振興を考えたとき、何が必要で何が足りないのか、その上で今何をやるべきか、しっかりした方向性が残念ながら明確にされておりました。そこで、今後は関係団体のみならず、一般住民の方も交えた中で、垂井町の観光の方向性を明確にしていけたらと考えるところでございます。それにはまず組織体制の確立であり、人材の確保であります。

そういった中で、御要望の一つ目の資源をうまくPRする方法につきましては、今後、観光

協会の中で専門部会のようなものができればと考えますし、二つ目の優先順位につきましては、今申しましたように方向性を明確化する中で決めていけたらと考えるところでございます。さらに三つ目の、こいのぼりと桜の観光事業につきましては、手始めに期間中の夜のライトアップや屋台設置を商工会が計画されているところでございます。四つ目の住民募集につきましては、先般2月19日でございますが、町商工会青年部を初め垂井宿の歴史と文化を守る会、街角案内の会、サイクリング協会、そして観光協会の5団体が中心となり、観光振興につながる地域資源を「じまんの原石」として県が認定する「第4回飛騨・美濃じまんミーティング～じまんの原石発表式～」に応募をしまいいりました。そして、プレゼンテーションの結果、新たに今回、中山道・美濃路の追分「垂井宿」が県の「じまんの原石」に認定をされ、今後は、観光施策の充実などさらなる磨きをかけ、「明日の宝もの」、さらには全国に誇る「岐阜の宝もの」認定を目指すこととなり、現在、さらに磨きをかけるべく、ブラッシュアップ事業として、昨日も3回目の会議を持ったところであり、今後はワークショップの開催も計画をされているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 生涯学習課長 多賀清隆君。

〔生涯学習課長 多賀清隆君登壇〕

生涯学習課長（多賀清隆君） 私の方からは、2点目の三つ目の文化会館について12番議員の御質問にお答えをさせていただきます。今後の文化会館のあり方については、まず文化会館の現状についてお話をさせていただきたいと思っております。

文化会館の現状につきましては、自主事業としての展示事業は、垂井町展を初めとして芸術文化展、一般の部につきましては洋画・写真・書・彫塑・工芸、少年の部は、絵画・デザイン・版画・書・硬筆、芸術部門は、日本画・洋画・デザイン・書・彫塑・工芸・写真、文芸部門につきましては、短歌・俳句・川柳を開催しています。また、公演事業といたしまして、青少年芸術鑑賞会、垂井町文化講演会、ファミリーコンサート、垂井町音楽祭、ダンスフェスティバルなどを文化会館の自主事業として開催しています。その他、共催事業といたしまして、青少年吹奏楽団による定期演奏会、芸術文化協会加入団体による総合イベントとしての垂井町芸術文化祭の開催、また垂井町少年少女合唱団の定期演奏会等を共催事業として開催しているところであります。

平成21年度文化会館の利用状況は、施設利用回数1,012回、利用人数5万8,828名であります。なお、大ホールにつきましては、年間52事業、月平均4回の利用であります。

また、運営面につきましては、職員を初めとしてボランティア団体であるスプリット15名の方々により、各事業に対する応援をさせていただいておるところでございます。

次に、指定管理者制度の導入につきましては、文化会館の事業運営の中で、特に大ホールの舞台、音響、照明に従事していただく形になりますが、現行では職員が対応しているところであります。指定管理者制度導入につきましては、多額の経費を必要としますので、今後につき

ましては、引き続き検討してまいりたいと思っております。

次に、まちづくり基本条例と文化会館との関係につきましては、基本的に住民と協働による文化会館の運営を目指すものであります。具体的には、ボランティアによる文化会館事業の企画から運営まで、まちづくり基本条例に基づく形での協働として従事していただけるボランティアの養成が必要との認識であります。このことは、基本的に住民と協働による文化会館の運営を目指すものであります。よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） それでは、私からは、12番議員の御質問の中で大きな3番目、こども園構想は政府が提案している子ども・子育て新システムとどこがどう違うのかにつきましてお答えをさせていただきます。

国が示しております子ども・子育て新システムは、事業ごとに制度設計や財源構成がさまざまに分かれている子ども・子育て支援対策を新しいシステムのもとに再編成するもので、これにより制度、財源、給付の一元化を実現し、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現しようとするものでございます。その給付の内容につきましては、子ども手当や地域子育て支援など、すべての子ども・子育て家庭を対象とした基礎的な給付と（仮称）こども園、病児・病後児保育サービスなど、多様な保育サービスや放課後児童クラブなどの両立支援、保育、幼児教育のための給付の2種類が示されております。幼保一元化につきましては、この新システムで実現されるものとして示されており、具体的には幼稚園、保育所、認定こども園の垣根を取り払い、幼児教育と保育をともに提供するこども園への一本化、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、新たな指針、仮称ではございますが子ども指針の創設をすることとしております。

その幼保一体化の進め方につきましては、子ども・子育て支援に関する基本方針を策定するとともに、財政措置を一体化することにより、こども園への移行を政策的に誘導するもので、市町村では国による制度改正や基本方針を踏まえ、市町村の新システム事業計画、これにつきましても仮称でございますが、それに基づきまして地域の実情に応じて必要なこども園、幼稚園、保育所等を計画的に整備するものでございます。この制度の詳細につきましては、現在も国の方でワーキングチームのもとで具体的な検討が進められているところでございます。

一方、本町の幼保一元化は、垂井町第5次総合計画のまちづくりの目標であります「安心して子どもを産み、育てられるまち」の実現に向けて、その必要な施策として進めるものでございます。あわせて、平成21年2月には垂井町の次世代育成支援に関するニーズ調査を実施し、その調査結果をもとに、22年3月には子育てスマイルプラン次世代育成支援行動計画を作成いたしました。この計画では、子供の豊かな心とたくましく生きる力を育てるという基本目標を実現するための施策として、幼保一元化を推進することとしております。平成19年6月には、幼保一元化等担当者会議を設置し、調査・検討を始めて以来、現在までさまざまな形で検討を

重ねてまいりました。平成21年9月には、垂井町幼保一元化等推進計画案を作成し、推進計画の具体的な方向性を示しております。この計画案におけます幼保一元化施設の具体的なイメージは、就学前の教育・保育を一体としてとらえ、一貫して提供する新たな枠組みとしての施設でございます。この幼保一元化施設では、保護者の就労にかかわらず、すべての子供が利用できる、ゼロ歳から5歳までの年齢の違う子供同士がともに生活する場となります。このことから、国が示しております（仮称）こども園としての機能だけをとらえると、すべての子供に幼児教育と保育をともに提供できるという点で一致する部分がございます。

しかし、先ほども御説明いたしましたとおり、国においてのこども園は、新システムの中で具体的な給付の一つとして位置づけがされているものでございまして、その具体的な制度設計につきましては、現在も検討が進められているところでございます。その制度設計は、本町におけます幼保一元化の推進のみならず、本町の子ども・子育て施策に大きな影響を与えるものでございまして、どのような制度設計が構築されるのかをしっかりと見定めていく必要があると考えております。このことから、従来から御説明させていただいておりますとおり、国の制度設計を注視する中で、必要に応じて幼保一元化等推進計画案の見直しを行いながら幼保一体化を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 12番 広瀬康君。

〔12番 広瀬康君登壇〕

12番（広瀬 康君） 御答弁ありがとうございました。

幾つかたくさんありましたのであれですが、一つずつ再質問なり、要望もしたいと思います。

まず、町長のTPPに関する御回答ですが、大変詳しくいろいろ言われました。今は、農業、林業、漁業もそうですが、特に農業の持つ多面的な構造と同時に、その効果といいたいまいしょうか、それはおっしゃったとおりなんですけど、実は幾つか資料がありまして、一つは、40%の食料自給率が13%になったらどうなるかというデメリットの部分と、それから今現在、農業中心にした効果がいろんな面で出されていて、例えば林業ですと70兆円もの効果があるというように農水省の調査の中にもそれはあります。ですから、単純に1.5%の生産量だけではなくて、それらの全体的な中で、実に多面的で、しかも大きな効果を発揮しておることが調査の中でもはっきりしています。

今、TPPがFTAとかEPAなんかのような個別の貿易自由化構想が、特にアジアの中で行われたやつがだんだんあれしてきて、今度環太平洋になって、今度のTPPになるわけですね。その中に参加している主要国は、アメリカとオーストラリアなんですよ。まさに巨大な経営基盤がある。日本はそれに合わせるかといったら、絶対に合わせられんわけですよ、こんなことは。子供でもわかりますわ、こんなことは。農山村といいたいまいしょうか、特に中山間の多い日本が、例えばオーストラリアの場合といったら1,000倍といいたいまいしょうか。アメリカでも150倍とか200倍という経営規模があります。そこと太刀打ちできるか。菅さんは強い農業をつくるん

だと。だから、平成の開国だと言っていますが、そんなことはできるはずがないわけですよ。そういうことが百も承知の上でこれをあえてやろうとしているのは、例えば一面から言いますと、アメリカが今度のTPPで要望をしている、あるいは以前からもそうですが、貿易関税撤廃に障壁になっている問題ね。例えばこういうものをやめようという。具体的な例で、今まで既に言われてきてそのとおりにしているのが車のことで、高速道路を100キロ以上で走るとピーピーと鳴りましたわね、前。あれは邪魔になるでやめよといってやめたでしょう。あれはアメリカの要望なんですよ。そんなことをやると車が輸出できんというわけですね。あるいはゲートをくぐるときに、右側だけで処理すると左側があかんやないかということで、両方やれと。これもアメリカの要求でした。これは要求どおりにした。けれども、今度はBSEで問題になったあの検査の基準を緩めよというわけですよ。アフターハーベストと言いますが、そういうので今度は食品添加物もその規制を緩めよと言っているんですね。何十項目にわたってアメリカが要望しているんですよ、このTPP参加に際して。そんなことできるはずがないんですわ。

そういうような状況があって、今言われました全国町村長大会で反対を決議されたということですが、僕は最終的に町長に聞くんですが、大変よく勉強されているいろいろな資料も出されました。最後に言われました全国町村会の決議に賛成ならば、TPPは垂井町としては今は受け入れることができんとはっきり言われればいいんですわね。どうですか、そのところ。それが一つです。もっとはっきりと、これは今困ります、絶対にこれは相入れられませんと。

農業がアメリカやオーストラリアと互角に闘えるような状況になれば別です。そんなことになるはずがないですけども、なれば別だけれども、ということは、もう100%に近いほどそれではやれんということになります。町長はそのことについて、この大会の決議に賛同されるならば、ぜひはっきりと、こういう認定業者も見える、農協もあります。

農協は最近、3月5日に全県的に街頭で反対署名や反対街頭宣伝をされましたね。物すごく積極的なんですよ。というのは、農協そのものの存続が危ぶまれるわけです。ですからそうなったわけですね。そういう状況で、もちろん農協だけとか、農業だけを保護するというのではなくて、それは私の言いましたとおりですが、それぞれの国のやり方で農業を保護することは大事です。それは食料主権にかかわるわけですから。

そういうことも含めて、あれやこれや言いましたが、ぜひ町長はその大会の決議に賛同されるならば、私としては受け入れられんとはっきりとおっしゃってほしいと思いますが、いかがですか。

その次の住宅リフォームのことなんですが、例えば耐震化構造にするために調査をし、そして実際にその耐震化の改修工事を町の助成を使ってされた方は何件あるんですか。ここ二、三年で何件あるのか聞きたいと思いますし、それから太陽光発電についても助成をされると予算化されましたが、その効果はどのくらいあるんですかということですね。その結果や、あるいはこれからの予想される効果と、住宅リフォームで恩恵を受けるといいでしょうか、あるいは

地域の経済の活性化につながる問題は、僕はけた外れに違うと思うんですが、そういうふうに私は認識しておるんですが、町長はどういうふうに認識されていますか。12月の議会で御答弁になったと同じことではないような気が、ニュアンスとしてはしっかり検討していきたいと、いかねばならないというふうに言っておられますが、いま一步を踏み出してほしいと思いますが、いかがですか。

その次、今度は住民課が出されたごみのリサイクル問題です。

これはおっしゃるとおりで、本当にこれからも大事だと思いますし、私も参加したいという賛同のお電話があったということを知りましたが、いいことですね。そういうふうに何をやっているのか、そしてこれから何をやっていくのかということを知りやすく提供していく、それが住民が情報を共有するという。共有というのは僕は大事だと思うんですね。情報共有というのは、行政用語がだあって出て、それで出したがやと、だからおまえたち知っておるやろうと、そういうやり方は今までのやり方です。これからは、できるだけわかりやすく情報を伝え、それが住民に納得してもらえるこの共有の関係の中で住民参加がどんどん広がっていくというふうに思いますが、この辺について、ぜひ情報を絶えず提供していくシステムがまた一つ大事ですね。そういう意味で、スタッフと十分検討していきたいとおっしゃいますが、検討会議の状況を絶えずわかるようにしていただきたいというふうに思います。いずれにしても、この問題はいよいよ歩み出したので、私も期待しております。

このことをきっかけにして、垂井町はまちづくり基本条例の具体的なスタートが切られて、住民も喜んでいくというふうになるといいと思いますが、例えばリサイクルセンターを原案のところに持っていくとなると、じゃあそこまでだれが運ぶんやと。体験学習で文化会館へ持っていかなくても大変なのに、これからそこまでどうするんやということがありますが、特に高齢者についてはどうかということをおっしゃりますが、高齢者がこのリサイクル運動に協力する場合に、例えば下町のところまで持っていくのは大変だということがあるかも知れません。そういう問題はそれとして、スタッフが検討して、持って行ってあげるという方法もあるし、いろいろ方法はあると思います。とにかく、こぞって町じゅうがこの問題についてどんどん進めていけるようにするということが必要だと思いますが、どうですか。

それから、国民健康保険税の問題ですが、資料をありがとうございました。

それで、結局20年に値下げをされましたが、最終的に21年度に2億2,000万円があるわけですから、仮に5,000円引き下げても、今試算されたのは3,700万円ですね。十分5,000円引き下げてもできるというふうに私は今知りましたが、その辺、もう一遍しっかり検討して、その方向で努力してほしいと思いますが、いかがですか。

その次、文化会館のことですが、文化会館の問題については、やっぱり事業がホールでいきますと52事業やって月4回だというふうに言われました。なるほど、自主事業だとかいろいろあります。それで、全く使っていないわけではないのでそれはいいんですが、職員だけでやっているからこういうふうになると思うんですね。ですから、企画運営も含めて、スプリットの

ボランティアもあります。これはあそこの中の具体的なあれで協力するということであって、文化事業の中心としての文化会館の運営をどうするかということについては、やっぱりボランティアが入ってけんけんがくがくとやりながら、もっといい使い方をしていくということが大事だと思いますが、いかがですか。

それから、産業課の話は、そういうふうにもこれからはいくんではないかと思いますが、ブラッシュアップしていくというふうに「じまんの原石」がということも言われました。認定されたといいましょうか、指定されたというふうに聞きましたが、これも住民参加でやっていける方向をどんどんつくってほしいと思います。

それから、最後のこども園の問題ですが、今は10年かかってこども園にするということですが、保育園が厚生労働省、それから幼稚園が文科省、この二つの系列にあるために、いち早く幼保園を設立して頑張っている大垣市の例を最近私は二つ行ってきたんですが、もう大変なんですよ。二つの方からおりてくる指示、あるいは調査、それに同じことを出さなんという、だから事務量も莫大だと保育士さんたちは言っておられました。

そういう方向が、例えば民主党は「子ども省」に一本化するなんていうことを言っていますが、まだ決まっていませんわね。あいまいなところで迷惑するのは私たち自治体なんです。先を見越してといいましょうか、政府がやることに全くそっぽを向くわけにはいかんけれども、少なくとも今考えておられる垂井町の幼保一元化はこれでいいんだと自信を持って進めてほしいと思いますよ。そうせんと、何か途中半端になってしまう。現在はそうでしょう、この幼保一元化をやり出したと言っておって、一遍休憩して凍結したような格好で、それでまた新しく来たわけですから、町独自のあり方を、幼保一元化を僕は必要だと思います。現状ではそれは必要やと思いますが、より親さんたちや子供にとって安心して預けられる幼保一元化の組織にしていく、そして運営もしていくというような方向を格好としてつくっていただきたい。それは担当者会議、あるいは検討会議でもいいんですが、ぜひやってほしいというふうに思います。

これは、議長さんがあかんと言われればあれですが、今冒頭にも黙祷いたしましたように、東日本大震災に当たって、私たち垂井町としてはどうするのかということでは、おとついても支援本部を設置したというふうにお聞きしました。支援本部には議会は入っていないわけですね。僕はこの際、本当に議会も一緒になって検討会議を大きく立ち上げて、私たちもおとついでから募金活動をしておるわけですが、ある方から、住宅の提供とかそういうことで、今度岐阜県がやりますね。1年でもいいし2年でもいいですが、こちらへいらっしゃいと、そういうことについて検討していただきたいと思いますが、いかがですか。それは番外ですから無理なこととはちょっとあれですけれども、以上、よろしく願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 12番議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、どこまでが要望でどこまでが質問だかちょっとよくわからん部分がありますので、もし漏れておれば、

また教えていただきたいと思ひます。

まず、T P Pの方針に関してであります、これは先ほど言ひましたように、昨年の12月、全国町村長大会において決議されたものであります。当然に全国町村会の方針としてこの反対決議が表明されたということでありますので、それに沿うものではありませんけれども、先ほどの答弁でも申しましたように、私自身はまだT P Pの全容といひますか、メリット・デメリットが十分に論議され尽くしていない、また住民の方にもしっかりわかっていない部分がたくさんあるのではないかと。そこら辺をしっかりと伝えていくことがまず第一ではないかなというふうに思ひております。そういった部分で、町村会で反対しているから垂井町としても即これを反対表明するという部分にはまだ至らないところがあるのではないかと。しっかり国との論議を精査していく必要があるという段階にあると思ひておりますので、そういう立場で今後もT P Pに対して臨んでいきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それから、リフォームの補助に関しましてですが、耐震とか介護の関係よりも住宅リフォームの方が金額的には大きいのではないかと。確かにそのとおりだと思ひますが、先ほども申しましたように、住宅リフォームにかかる場合、例えば水回りでありますとか台所とか、まさに個人の資産をどんどんよくしていくという状況になりますので、先ほどから申し上げておりますように、このことについて税金をどんどん投入していくのはいかなものか、そこら辺はしっかり検討していく必要があるというふうに認識をしておるところでございます。

そのほか細部につきましては、担当の方からまた補足をさせますので、よろしくお願ひいたします。

議長（衣斐弘修君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 12番議員の再質問にお答をいたします。

まず第2点目の一つ目の、リサイクルセンターからエコパークのところ、今何をやっているのか、またこれから何をやっていくのか、そういった情報を住民ときちんと共有できる、また提供できる姿が基本条例の趣旨にもものとり、一番いいのではないかとこの御提案でございました。確かに私どももそういったことは十分考えておるわけでございまして、先ほどもお話ししましたように、広報だけじゃなく、各自治会にお1人見えます推進員さんに推進員だよりというのを二月に1回ずつ発行しながら、十分に情報を提供し、住民の方と共有できるようなことをこれからも行っていきたいと思ひておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

それと、第5点目の国民健康保険税の部分でございすけれども、先ほど3,700万円、収支から減収になってもやっていけるのではないかとこのお尋ねでございました。この実質収支を見ておると、大体約2億円前後で推移しております。ということは、これが繰越金になっていくわけでございすけれども、これがどんどんとふえているという状況でしたらそういうことも考えられるのでございすけれども、ここでまた引き下げを行うということは、だんだんと実質収支の方が悪くなっていくというふうに予想されますし、今何とか健全な運営を行っている

ところで、今後のこともありますので、基金の積み立ても必要になってくるかと思えます。他の自治体を見ておきますと、やはり医療費が高くなっているということ等もありまして、一般会計からの繰り入れを行っているところもあります。垂井町におきましては、そういうことなくこの特別会計でやっておることを考えますと、まだ値下げということは考えずに、現状のままでいく方がよいのではないかと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） 産業課長 三浦高雄君。

〔産業課長 三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 12番議員の再質問の中の、太陽光発電の効果ということでお尋ねでございます。

この太陽光発電の設置につきましては、申すまでもなく、自然エネルギーを活用する中でCO₂の削減など、自然環境に優しい社会の実現を目指すわけでございますが、リーマンショック以降、本町におきましても、新築住宅で単純に比較しますと、今年度ですと2年前より33件ほど新築住宅も減少しているような状況でございます。そういった住宅建設が進まない中で、新たな新築住宅の一助にもなるかと思っておりますし、地域の活性化にもつながるものと確信しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 建設課長 小川孝夫君。

〔建設課長 小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） 12番議員の再質問の中で、住宅リフォーム関係で耐震のお話が出ましたので、お答えをさせていただきます。

耐震につきましては、耐震診断と、その診断に基づく耐震の工事がございますけれども、予算上は耐震診断は20件、それから耐震の工事費に関係しますのは2件の予算を見ております。

今年度、22年度でございますけれども、耐震診断についてはほぼ20件執行しております。また、耐震工事につきましては1件でございます。耐震診断につきましては、以前より制度はございましたけれども、なかなか利用される方が少のうございました。今年度につきましては県からの積極的な働きかけもございまして、戸別訪問等一部したところもございます。その関係でふえたということでございます。

一方、耐震工事の方につきましては、限度額もございますけれども、当然いざ耐震工事をやるとなると、例えば水回りですとか、あるいはその他の部分とか、そういうことを考えていきますと金額的にも多くなってまいりますので、その関係で低いかなというふうに思っております。昨年、20年度は耐震工事についてはございませでした。その前の21年度につきましては1件という実績でございます。

議長（衣斐弘修君） 生涯学習課長 多賀清隆君。

〔生涯学習課長 多賀清隆君登壇〕

生涯学習課長（多賀清隆君） 私の方からは、2点目の3点目の質問の中の、文化会館の活動、

運営のあり方についての12番議員からの再質問にお答えをしたいと思います。

文化会館の運営につきましては、行政と住民の協働のまちづくりの一環として、住民の手による住民のための文化活動としての運営を、ボランティア等により事業参加型の事業運営であります。今後の取り組みの具体策につきましては、一つの構想としての形でございますが、文化会館の年間事業計画を初めとして、各事業につきましても、それぞれ企画の段階から参画をしていただき、各事業の実施に向けてもそれぞれ事業に参加をしていただく、こういったような形の運営をしていきたいなということを思っております。

また、このような文化会館事業に対して参画し、自分たちの、私たちの文化会館であるということを願い、文化会館運営に当たっていただくように、今後、このような取り組みを行えるようなボランティアの育成、また団体の育成等を初めとして、短期計画、並びに中期計画の中で、それぞれ関係者等交える中で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

副議長（広瀬文典君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

10番 丹羽豊次君。

〔10番 丹羽豊次君登壇〕

10番（丹羽豊次君） 議長のお許しをいただきましたので、通告によりまして一般質問をいたします。

一般質問に入る前に、先ほど黙祷もささげましたが、去る11日午後発生しました1,000年に1度あるかないかの1都1道12県にまたがる東日本大震災は、我が国国土の30%近い面積が被災を受けられ、また福島原発には大きな傷跡を残しております。今までにない未曾有の災害であり、一刻も早い復旧を願うものでございます。また、被災されました多くの方々にお見舞いとお悔やみを申し上げる次第でございます。

では、質問に入らせていただきます。

町長、就任されまして2期8年、2万9,000有余の町民のトップとして、町民の皆様の幸せを願いつつ大変だったと存じております。振り返りますと、合併問題に明け暮れ、また5次総の計画の策定、また住民基本条例の策定等、今後我が町の姿を考えつつ、大変御苦労さまでございました。今後、また御活躍を願うものでございます。

そこでお尋ねいたしますが、温泉問題の活用でございます。

温泉問題につきましては、同僚議員等々も今までも多く質問されております。町長の答弁を大体要約しますと、温泉はつぶすのではなく、有効活用したい。また、既存の施設を活用して、うまくこれを利用していきたい。また、企業に温泉水の販売をというような三つではなかった

かと、このように思っております。

この5次総に書いてございますが、4期実施計画を見ますと、温泉に対して23年から25年の計画でございますが、指標化するの難しいということで、事業化に対しても予算はゼロという形で計上されております。町長、この温泉問題につきましては、このまま葬るつもりなのか。今までの答弁は何だったのか。私は前にも質問いたしましたが、この朝倉の敷地内に勤労青少年ホームのふろはできておるわけでございます。そこへ、ただ温泉水を持ってくれば、ふろの活用ということもできると、このように思っておりますし、朝倉には多くの方がスポーツをされて、その後も利用されるのではないかと、このように思っております。また、この温泉水を利用して、健康管理等々にも多くの方が利用されると、このように私は思っております。ぜひこれらの温泉等の、また効能等も町報等を通じて町民の皆様にPRしていただきたいと、このように思っておりますが、これらのPRをされたかどうか。

また、この実施計画を見ますと、事業主体が産業課から建設課に移っておるように私は思うんですが、これはいつからか、お尋ねしておきます。

また、垂井町は公衆浴場がないわけでございますが、公衆浴場確保のための特別措置に関する法律が制定されておりまして、3条には住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなくてはならないとなっております。このようなことから、ぜひこれらの温泉について再考していただきたいと、このように思っております。

次でございますが、観光拠点整備事業でございます。これらにつきましては、ただいまも同僚議員からも質問をされておりますが、私なりにお尋ねいたしたいと、このように思っております。

今度、会長が行政から民間の方にかわられるということを聞いております。このような形で、垂井町には多くの観光のための施設といいますが、そういうものが埋まっていると思っております。南宮大社を初め朝倉山真禅院、中山道、こいのぼり、また垂井の曳軸等々多くあるわけでございます。これらの観光施設を十二分にPR、またそういうふうにしていただかないといけないと思ひますし、垂井町は名神高速道路、大垣、関ヶ原インターから10分以内で垂井に来れますし、またJRでは、名古屋から45分ぐらいで来れるということで、今、高齢化社会になっており、多くの方がこうして旅も楽しめるということから、ぜひこれらのPRをよろしく願ひするものでございますし、この総合計画の指標を見ますと、指標化されました垂井町の観光の実質人員でございますが、21年に48万3,425人、また24年の目標は55万人となっており、3年間で7万人ほどふえるという形で計上されております。今議会で一里塚の改修工事等々、計画されておりますが、これだけではこれだけはふえないと、このように思っております。過去にもお尋ねしておりますし、中山道からの電柱の排除、また観光客を呼ぶには、やはり公衆便所、また駐車場等、整備するのが早道といいますが、観光客を呼ぶには、ぜひともこれらの施設は必要だと、このように思っております。

また、泉の水の流路を変えて中山道の方へ流して、これらの水と触れ合いの場の設置等はど

うかと、このように思っております。

次に、特産品のあり方でございますが、垂井町の土産は何ですかと聞かれても、すぐになかなか口にできないようなことで、特産品もこれといったものがないわけでございますが、過去にもジネンジョ等については町で力を入れていただいていたと、このように思っております。また、これらのよい品をつくるには、よい種芋、また良質土の購入が大切だと、このように思っております。垂井町におきましてこれらのPRをしっかりと、また助成等に努めていただきたいと、このように思っておりますし、垂井町は山林が60%以上の面積であるわけでございます。高齢化率も24%近くとなっております、お年寄りの方が自分の趣味とゆとりの中でキノコ栽培等々はどうかと、このように思っておりますし、キノコ等につきましては、健康にもよいと聞いておりますので、ぜひこれらもよろしくお願ひしたいと、このように思っております。また、垂井発祥の泉の水を利用して、休耕田で大豆をつくって、また豆腐づくりはどうかと、このように思っております。

垂井の本町につきましてはシャッター通りになっており、少しでも光を差し入れていただきたいと。これらを行うには、いずれにしても町のみではなかなか難しいと思っておりますが、関係諸団体と、これらの事業推進につきまして、ぜひとも取り組んでいただきたく思っております。

次に、国道21号線の垂井地内4.6キロの4車線化に対する推進でございます。この件につきましては、前回の議会でも報告がありました。岐阜国道事務所におきまして、関係企業に対し意向調査が行われていると聞いておりますし、このように状況が変わってきたのは、東海環状自動車道の一部が完成すると、垂井地内の渋滞が予測されるというようなことから聞いておりますが、このチャンスを逃さず、関係機関に対し、強く町としても要望していただきたいと、このように思っております。このようなことから、関係課の中の担当する係の充実をしていただき、やはり岐阜国道等々関係機関に対しても、これらをすることによってアピールにもなること、このように思っております。

また、話は変わりますが、先日、御所野交差点の改良工事で、近くの方が町へ来られて、この事業のお尋ねがあったということでございますが、なかなか要領が得られなかったということ聞いております。このようなことでは町としても困りますので、ぜひともこれらの事業につきましては、町民の皆様が注目されている事業でございます。しっかり課長会議、企画会議等々で、この事業等々についても説明をしておいていただきたいと、このように思っております。

また、次でございますが、市街地の形成でございます。

先ほど申しました国道4車線に対します関係土地に対しての事業推進を進めるにおきましても、都市機能集積拠点として位置づけ、神田区画整理事業の南側、字堤、字一本杉、字永長にまたがる地域、約40ヘクタールほどあるかと思っておりますが、これらの区画整理を町の施行主体において施行することにより環境整備が整い、町の発展に弾みがつくのではないかと、このように思っております。区画整理等につきましても、今県下では二十数カ所行われていると聞いて

ております。ぜひ町長、町の姿を変えるよう、これらの事業について取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、町長の考えをお尋ねするものでございます。

副議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 10番議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

私の方から、温泉のことを中心にお答えをさせていただきたいと思っております。

12月の議会でも御質問にお答えをさせていただきましたけれども、基本的には、今議員がおっしゃいましたように、温泉に対する考え方は、有効活用を図っていききたいという部分、つぶすのではなく有効活用を図っていく。その中で企業等にお湯等を売ることも一つの方法として考えているというようなことも申し上げたところでございます。

ただ、やはり経済状況が非常に厳しい状況にあります。かつて老人福祉センターでの施設に温泉をとというような形で考えていたときがございました。それにつきましても、やはり予算ベースで2,700万円から3,000万円ほどの予算がかかるのではないかという形の中で、今、厳しい状況の中では見送ったというところがございます。実施計画に入ってはいないではないかということでございますが、有効利用する部分で、少しでも安価な形でやれるものであれば、何とか対応していきたいというふうに考えておりますけれども、現状ではなかなかその優先順位、施設を新たに起こしてまでということではないので、非常に低いところにあるというふうに認識をしております。当面は、今のスタンドの維持、それから、いろんな働きかけの中でもし使っていただけたらという形、それから今の施設の改良について、もし安価な形で進めるのであれば、そこら辺の検討はこれからもしていきたいというふうに思っております。

また、温泉のPRにつきましては、かつて広報等を通じて温泉の泉質とかしておりましたけれども、最近では行っておりません。これについては、もし御意見があれば承っていききたいと思っております。

それから、担当がかわったのではないかと御質問でございましたけれども、温泉スタンドにかかる今の電気代とか、そういった利活用に係る検討は土木費の方で、朝倉にありますので、計上しておりますけれども、かつてから実質的な管理につきましては産業課で対応しておりますので、予算の配分としては朝倉にありますけれども、実質の管理は産業課で行っておりますので、御理解賜りたいというふうに思います。

それから、公衆浴場のお話をされましたけれども、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律というのが、昭和56年6月に制定されております。今から30年ほど前の法律になりました。実際に今の現状を見ても、内ぶろがほとんど整備されておるような状況ではないかと。アパートにおいてもほとんど内ぶろがついているのが当たり前という状況の中で、公衆浴場がどこまで必要なのかということになってくるのではないかなというふうに思います。また、近年いろんなおふろとかスーパー銭湯とかありますけれども、いろんな種類のおふろを入れたり、多様な形態を楽しめるおふろという形で、健康ランドとかスーパー銭湯というような形で

の娯楽性を持った大規模なおふろというものが主流ではないかなというふうに思っております。こういったことから、温泉を使つての銭湯というのは、今のところ視野に入れていないところでございますので、よろしく願いをいたします。

なお、議員から御指摘ありました国道の関係、あるいは市街化の関係につきましては、垂井町にとって重要な問題でございますので、また後ほど担当から説明させますけれども、鋭意しっかりと取り組んでいきたいという思いでございますので、よろしく願いいたします。

副議長（広瀬文典君） 産業課長 三浦高雄君。

〔産業課長 三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 10番議員のお尋ねの中で、大きな二つ目、観光拠点整備事業についてお答えをさせていただきたいと存じます。

総合計画にお示しをいたしております観光客入り込み客数55万人につきましては、目標年度の達成状況を定量的に評価するために設定した指標であり、実施計画に示します各種施策を講ずることによりまして、平成24年度時点の目標がどこまで達成されたかを評価する際の目安となる数値でございます。なお、29年度の将来目標値につきましては、基本計画の見直しを実施するときに、策定後5年後に見直すと定めているところでございますが、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等々を踏まえ、改めて見直すことと定めているところでございます。

なお、御提案いただきました幾つかの項目につきましては、担当課内でよくかみ砕き、それによって観光協会にゆだねるとか、あるいは私どもの課で推し進めるか、また全くできないものかなどに分けて検討してまいりたいと思います。

次に、特産品のあり方についてのお尋ねでございます。

特産品開発につきましては、平成18年度から農林産物ブランド化事業助成金交付要綱を設ける中で、付加価値の高い農林産物の生産を目指す活動に対しまして助成をしてきたところでございます。PRにつきましては、ホームページや、あるいはイベント等、機会を通じて行っているところでございます。具体的にジネンジョのお話も出たところでございますが、ジネンジョにつきましては、昭和62年当時から垂井の特産品としてPRしてきたところでございます。近年は生産者も高齢化し、会員も三十数人と当時の半数に減少し、機械化もされておらず、需要と供給のバランスが保てず、手間暇かけた割には拡充は難しいと伺っているところでございます。なお、キノコや豆腐づくりの提案がございましたが、これらが地場産業として生かされるのか、また、まちのPRにつながるのか、県や専門家と連絡を密にする中で、講習会を開いたり、勉強の場を持つことで、これならやっていけそうだ、やりたいという声が上がったときに、町が助成なり援助をするものではないかと考えております。主体は、あくまでも住民の方と考えるので、御理解をいただきたいと思います。

副議長（広瀬文典君） 建設課長 小川孝夫君。

〔建設課長 小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） 10番議員の御質問の2点目でございますが、道路と市街地形成につ

きまして、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、国道21号線の4車線化についてでございますけれども、これは町といたしましても、先ほど町長が答弁いたしましたように、取り組みは必要な事業でございますので、今後とも機会あるごとに関係機関への働きかけをまいります。

この事業につきましては、既に御存じのとおり、昭和49年度に事業化されました。しかし、その後、20年以上進展のない事業といたしまして、平成12年に事業再評価の中で事業中止となった経緯がございます。しかし、昨年11月に国土交通省中部整備局岐阜国道事務所より、東海環状自動車道が整備され、特に平成24年度のぎふ清流国体に向けて、大垣西インターから養老ジャンクション間が整備されることから、そのアクセス道である国道21号線、綾戸口からの2車線、4.6キロの整備が必要であるとされたところでございます。それには、事業再開といった考え方ではなくて、具現化に向けてレールを敷くと、その必要があるということで事業時期などの内容は未定でございますけれども、計画を策定する前に地元の意見を聞きたいとされ、昨年垂井工場会、連合自治会長、垂井町商工会との意見聴取を実施されたところでございます。

現在、岐阜国道事務所では、事業中止となった平成12年度から10年間、コンセンサスが得られなかった状況から、拡幅に向けてはタイミングも必要であるとされ、そのための準備といたしまして、いつでも進められるようにしたいということで、現在までの状況におきましても、実現化に向けての意見聴取の事実は残りますということをお聞きしております。

今度とも岐阜国道事務所と関係部署との連携を図りながら取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

また、御所野交差点改良事業につきましては、平成23年度から着手ということでございますので、今まで以上に国道事務所からの情報把握、確認しながら共有し、対応できるようにしてまいります。

次に、市街地形成の区画整理事業についてでございますけれども、区画整理事業の内容等に最初に触れさせていただきたいと思ひます。

区画整理事業は、都市計画区域内の土地につきましては、公共施設の整備、改善及び宅地の利用促進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設、または変更に関する事業でございます。その事業効果は、安全性、快適性及び利便性の向上や都市の骨格形成、宅地供給などさまざまでございます。また、議員申されましたように、幹線道路の整備など周辺への波及効果も期待できるものでございます。ちなみに県内の事業実施状況は、昨年3月末でございますけれども、24地区で施行中で、面積428ヘクタールでございます。これまでの県下実績といたしましては、施行中も含めまして247地区、約6,189ヘクタールで事業が実施されております。

御質問の区域でございますけれども、国道際の1枚南側でありまして、地理的にも恵まれた地域であります。宮代字堤、一本杉、永長地区でございますけれども、この地区では市街化調整区域がありますので、実施に当たりましては、市街化区域への編入、農政との協議、事業

への地権者の同意、土地利用の意向など、見きわめながら検討をしてみたいと思っておるところでございます。

また、事業主体につきましては、個人、あるいは組合、地方公共団体、行政庁、都市機構及び公社がありますけれども、当該事業の位置づけでありますとか、目的などを判断した上で適切な事業推進方策の創意工夫が望ましいものと思われますので、今後研究してみたいと思っておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

副議長（広瀬文典君） 10番 丹羽豊次君。

〔10番 丹羽豊次君登壇〕

10番（丹羽豊次君） 町長、再質問させていただきますが、温泉の件でございます。温泉につきましては、先ほど町長も、経済状況からなかなか難しいということをおっしゃるんですが、やはり2,000万円から3,000万円ですね。さきの補正予算で5,000万円基金へ積み込まれた。また、8,000万円、予算の借入れをなくして、自主財源から借りられたという形でございます。やろうとすれば、このくらいのお金は出てくると思うんです。来年度の予算でも町税が35億円、3,000万円というと100分の1ですよ。ぜひとも町長、そんなことを頼らんと、ぜひとも既存施設を利用して、このくらいの金額は出てくるのではないかなと思うんですが、これらはやはり町長の腕次第だと私は思うんです。何回も何回もできないできないと言っておっていただければ、やはり住民の皆さんはどうかと思うんです。温泉につきましては、十数年前から前の田中町長が掘削されて、中川町長になられて8年ですよ。言葉は何回でも聞いておる、同じことを。やらんならやらん、私はぜひとも先ほど言いましたようにやっていただきたいんです。これらについて、もう一度お願いしたいと、このように思っております。

それと、先ほど建設課長が言われましたように、区画整理、国道の4車線につきましては、強く要望をしていただきたいと、このように思っております。以上です。

副議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 10番議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

温泉につきましては、やり方によって2,000万円かかるのか、あるいはもっと安くおさまるのかということも検討していかなければいけないと思います。単に一概に3,000万円がひとり歩きするものではないというふうに思います。一方で、簡単に出来るのではないかなというお話でありますけれども、やはり今こうして現状を見ますと、扶助費がどんどん上昇している。経常経費も上がりつつある中で、一方でいろんな企業との関係のインフラ整備、あるいは幼保も進めていかなければならん。優先課題はそれぞれある中で、やはり今の温泉施設に関しまして、私はそんなに優先順位が高いものというふうには認識をしておりません。ですから、こうして今つぶすのではなく、うまく使っていくための方策というものを今後も検討していくことは必要であるというふうに認識はしておりますけれども、たちどころにすぐ施設をつくって、入っ

ていただくというところまではいかないというのが現状でございます。

起債につきましても、何とか将来の負担を減らしていくために、起債を起さずに少しでも軽くしていきたいという思いで運営をしておるところでございますし、当然に、先ほどお話がありました幼保に関しましても、これからどんどん資金が食っていくというような状況にあります。そういったことをトータルに見定めた中での施設整備でございますので、決して葬り去るとか、そういうことではございませんけれども、うまく何とか安価に住民の方に提供できる方策というものをこれからまたしっかりと検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（広瀬文典君） 9番 岩崎秋夫君。

〔9番 岩崎秋夫君登壇〕

9番（岩崎秋夫君） ことしも雪の正月で始まり、日本海側に面した山陰地方、北陸地方、東北地方の皆さんは、記録的な大雪により、連日の雪どけ、屋根の雪おろしと、各地で多くの被害が起き、犠牲者も出たと聞いております。また、鹿児島県、宮崎県の境にそびえる新燃岳の噴火により被害を受けられた方々、そしてニュージーランド、クライストチャーチでの地震で多くの日本人の方の犠牲者が出ました。また、日本では東北地方、太平洋沖で地震が起き、マグニチュード9.0のかつてないひどい地震が起こり、被害に遭われた方、けがをされた方にお見舞いを申し上げます。また、犠牲になられた多くの方々に心からのお悔やみと御冥福をお祈り申し上げ、一般質問に入ります。

除雪についてであります。

ことしも例年のごとく大雪になり、建設業者の協力で除雪をされており、ありがたいと思っております。除雪の区割り、そして除雪業者の除雪の仕方ではありますが、きれいにのけていく業者、10センチ前後残して除雪していく業者、行きも帰りも除雪していく業者、帰りは排土板を上げて帰る業者など、いろいろあるわけであります。それでも住民にとってはありがたいと思って感謝する人もおれば、もう少し広くあけてほしいとか、車のすれ違いができるように除雪をしてほしいなど、いろいろ住民からの苦情も電話などによりたくさん寄せられているものと推察いたしますが、苦情はあるのか。あるとすれば、どのような苦情があり、またその苦情に対し、どのように除雪業者に指導し、翌年に反映させているのかをお尋ねいたします。

二つ目、23年度施政方針表明についてお尋ねをいたします。

今年は選挙の年でもあり、3期目に取り組む町長の力強い施政方針、町民が夢と希望を持てる施策があるものと期待をしておりました。目玉といえば、町民との協働によるまちづくりの基本条例であります。そして、幼保一元化をして幼保園にしたいとのことでもあります。幼保園の一元化に関しては理解はしておりますが、議員のだれ一人として反対するものではありませんが、進め方に問題があると思います。保育園の先生初め地域の方、我々議員も岩手からの幼保園と思っておりましたところが、事前に何の説明もないまま、岩手の保育園がだめで、北保育園、綾戸保育園、東幼稚園の一元化が先になり予算組みがなされたのは、議会を軽視してい

るとしか言わざるを得ません。それも町長への挑戦者がいないせいも、また与党といっている緑風会、過半数がついているからなのか、町長のおごりから来る言動ととらえられても仕方がないことと思います。町長は、一貫して町民の声をよく聞き、同じ目線に立ち、公平・公正な行政運営をしていると言いながらも、町長としての配慮が足りなかったと思いませんか。岩手の少人数の地域への幼保園ができないことに対する説明もなかったのであります。我々議員は、予算審議の過程でもわかるように、緑風会の方だけが賛成しての5対5であり、委員長裁決であったのも事実であります。これからの幼保園の全体計画も、今回の東地区に決まった幼保園についての経緯も含め、町民にわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

続いて、施政方針の公平・公正な立場から、下水道についてお尋ねいたします。

この事業に対して、管網整備のほか、浄化センター、集落排水処理施設の……。

副議長（広瀬文典君） 9番議員に申し上げます。ただいまの下水道に関しましては、通告……。

9番（岩崎秋夫君） 施政方針の中で述べられております。

副議長（広瀬文典君） 通告内容の範囲を超えておりますから、御注意申し上げます。

9番（岩崎秋夫君） 集落排水処理施設の適正化に努めると言いながら、公共下水を利用されている地域は、下水道を維持管理するのに一昨年は3億7,885万2,000円、昨年は3億3,521万4,000円、今年度、23年度は3億65万5,000円を一般会計から繰り入れ、維持管理がなされようとしております。これを1人に換算すると約4万円の町民の血税が毎年投入されていることとなります。また、農業集落排水についても、水洗化率99%でも毎年1,997万8,000円を一般会計から繰り入れており、これも1人に換算すると3万1,000円になり、この農業集落排水事業も町民の血税で維持管理がなされております。下水道、集落排水への繰入金をいかに少なくしていくのか。水洗化率をいかに高めていくのかの議論さえいまだにじっくりされたことがありません。町長が言われる公平で適正な負担により財源確保に努め、健全財政を行いたいという観点に立ち、これから先、20年、25年先にしか下水が利用できない地域にも、わかりやすく説明していただきたいと思います。

それについて、今後の課題について五つの質問をいたします。

合併浄化槽との2本立てでいくのは、これからの水洗化率を下げることにならないか。議員の中でも当初計画どおり全員下水道にするべきとの意見もありますし、また見直すべきだという意見もありますが、この次の見直しはいつになるのか。下水道……。

副議長（広瀬文典君） 再度、9番議員に申し上げます。

ただいまの発言は通告の内容の範囲を超えております。なお、質問の趣旨においてもそのような趣旨は入っておりません。中止をしていただきたいと思います。

9番（岩崎秋夫君） 何ですか。

施政方針の中にちゃんと書いてあるやないか、公平・公正と。

副議長（広瀬文典君） 質問の趣旨の中に具体的な下水道等につきましては入っておりません。

午前11時29分 休憩

午前11時49分 再開

副議長（広瀬文典君） 再開いたします。

先ほどの9番議員 岩崎秋夫君の一般質問の中で、通告に基づかない質問がございました。その件につきまして、その取り扱いについて議会運営委員会に御協議を願ったところでございます。

その結果をお知らせいたします。

垂井町議会定例会一般質問におきまして、通告制度をとっております。この趣旨は、質問に対しまして執行部からの適切なる答弁を求めるためのものでございます。今回の内容につきまして、一部、通告に基づかない質問がございました。これにつきましては、執行部側といたしましては、的確な答弁はできないものと思います。執行部におかれましては、通告に基づいた質問についての答弁をお願いいたします。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 9番議員の3点の御質問のうち、私の方からは幼保一元化に取り組む経緯、それから新観光協会長についての部分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、幼保一元化の取り組みについてでございますけれども、経緯等も少し触れさせていただきながらお答えをさせていただきたいと思っております。

安心して子供を産み育てられるように、子育て支援の充実を図り、子供たちがよりよい状態で保育や教育ができるよう、その実現を目指して幼保一元化に取り組んでまいりました。この方針は、平成20年からの本町のまちづくりの指針となる第5次総合計画にも盛り込まれておるところでございます。平成19年6月には、この具体的な調査・検討を進めるため、幼保一元化担当者会議を立ち上げ、現在までさまざまな形で検討を重ねてまいりました。平成21年9月には、垂井町幼保一元化等推進計画案を作成し、この計画に基づき、平成23年度には岩手保育園において幼保園としてのモデル園を開設する方向で準備を進めてまいったところでございます。このため、開設するために必要となる手続や関係法令について再調査をいたしたところでございます。その過程において、岩手保育園が所在する市街化調整区域での開発行為には、都市計画法の開発許可と建築基準法の確認申請が必要とわかり、その開発許可の基準をクリアするためには、岩手保育園の大規模な施設整備が必要であるとのことが見えてきました。この問題は、計画当初の短期間のスケジュールと施設整備計画では到底クリアできないものと判断し、岩手地区モデル園の平成23年度開設については断念し、開設時期を変更することとしたところでございます。

また一方、国においても子ども・子育て新システム検討会議が設置され、平成22年6月には、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱が決定され、この新システム構築の動きが出てまいりました。この新システムは、本町の子育て施策に大きな影響を与えるものであることから、

国の動きを見定めることが必要となってまいりました。そういったことから、事業を一部様子見という形になったところでございます。

しかし、本町の幼保一元化の推進を停滞させるのではなく、施設整備にかかわらない部分については検討を進めてきたところでございます。平成22年6月には、各保育園の園長と幼稚園の副園長を主体として、幼保一元化幼保部会を立ち上げ、現在まで検討を重ねてまいりました。その中で、垂井北保育園と東小学校留守家庭児童教室の入園や入室のニーズが年々高くなっていくという現状ははっきりしてまいりました。これも、施設整備をしなければ、これ以上の受け入れが困難な状況ということになってまいりました。この問題を解決し、子育て家庭のニーズにこたえるためにも、東地区において優先して幼保一元化を進めていく必要があるというふうに判断をしたところでございます。この東地区の幼保一元化施設の開設は、さきに示しました計画の2番目に位置していたものであり、現状から東地区を優先して進めていくこととしたところでございます。

子供を安心して産み、育てられるまちの実現に向けて、その重要な施策の一つである幼保一元化については、今後も着実に進めていきたいと思っております。その第一歩として、平成23年度予算において、東地区の施設整備の設計業務の予算を計上いたしたところでございます。

業務を進めていく中で、国の動きに注視し、機敏に対応しながら、子育て施策全体を見据えて、必要に応じて検討を加えながら、着実に一歩ずつ進めていきたいと思っております。

なお、本年度、設計の予算をし、来年度、実施設計に入り、再来年度からの開設の予定であるところでありすけれども、今こうして本年度予算を計上しても、実質東保育園の開設は3年後になるという状況の中で、今後の展開において、しっかりとまた議会とも協議をしながら、説明をしながら進めていきたいと思っております。

冒頭、議員からいきなりの変更は議会軽視ではないかという言葉をいただきました。まさに、私といたしましても、その部分につきましては配慮が欠けておったと非常に反省しておるところでございます。今後、この事業の展開につきましては、やはりしっかりと説明をする中で、当然に入所者である住民の皆さんにも説明会を開いていかなければなりません。そういった部分も含めて、また計画の進行につきましても議会の皆様と協議をしながら、住民の皆さんにも情報を出しながら、これを進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

3点目の観光協会の会長に関してでございます。

新会長の経歴及び何を期待するかということでございますが、まず観光協会長、垂井町府中在任の早瀬正敏さんでございます。早瀬さんは、昭和42年4月に日本貿易振興会、通称ジェットロと言っておりますけれども、そこに入会され、勤務されておりました。各地を転任された後、平成12年にはオーストラリアのメルボルンのセンター長に就任され、平成16年にジェットロを定年退職されました。その後、愛知万博が行われましたが、「愛・地球博」の瀬戸の日本館というのがございましたが、その館長として、平成17年2月に就任されました。その後、地球博

が終わり、平成18年4月からは、岐阜県民ふれあい会館指定管理者事務局長に就任され、現在に至っておりますのでございます。

今回の交代は、観光協会の会長を行政の長が務めておったということで、よく言われる双方代理という関係でございましたけれども、これを解消し、4月から実行されます垂井町まちづくり基本条例と連動する中で、垂井町の観光を住民こそって参加できる、動ける体制づくりに向けていく、まず第一歩だというふうに認識をしております。

早瀬さんには、勤務の関係上で、これまで長いこと垂井の外から垂井町を見ておられました。これまでと違った視点で取り組んでいただきたいと思いますし、これまでの仕事を通じて培ってこられました多方面にわたるコネクション等も今後の観光行政にも生かしていただきたいというふうに思っております。そういったことを含めて、対外的に垂井町を十分に発信していただければと期待しておりますのでございます。

なお、観光協会につきましては、これまでのような行政主体の観光行政というものにつきましては、やはり限界があり、今後は、住民及び会員主体による協会運営、事業展開が本来の協会のあるべき姿であり、協会にかかわるすべての人々の意識づくりが重要であると考えております。早瀬さんには、これまでの経験とみなぎる情熱に大いに期待するところであり、行政といたしましてもしっかりとバックアップをしていきたいと考えております。

なお、当然のことながら、拙速に結果を求めるのではなく、まず組織体制をしっかりと固め、中・長期的な計画を明確にする中で変革を期待したいと思っております。

また、先ほど議員の質問の中に、町民に責任を押しつける、丸投げではないかと。住民基本条例も、一步間違えればそうになってしまうのではないかとということがございましたけれども、まさにまちづくり基本条例、住民が主導的に動くためには時間がかかると思いますし、その意識づくりが大事かと思えます。そういったものを、あちこちに仕掛けが、この観光協会も一つでありますし、まちづくりセンター、いろんな施設を通じて団体登録、あるいは各団体等の自律を促しながら積極的にかかわっていく。住民の皆さんが自分たちの思いを出せるまちづくり、これは私どもの目指すまちでございますので、そういった部分でのまちづくりをしっかりと進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（広瀬文典君） 建設課長 小川孝夫君。

〔建設課長 小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） 9番議員の御質問の1点目の除雪につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、今年度の除雪の状況につきまして最初に触れさせていただきます。

今年度につきましては、町内の37業者に地区ごとに分担いたしまして、その区域の除雪を依頼しております。22年度におきましては、昨年12月30日に一部地区で行いました。また、本年1月16日及び30日の積雪に対応したところでございます。除雪は、原則主要幹線道路を優先し、幅員の広い道路におきましては2車線、狭い道では1車線を確保するように努めております。

出勤要請は、原則午前5時、積雪20センチをめどに町の方から要請をいたしておりますけれども、場合により、前夜に要請することもございます。また、歩行者の安全確保のために一部路線の歩道除雪に努めるとともに、区域内道路や道路附属物の事前確認や作業上の危険箇所把握などにより、事故防止を図っているところでございます。

業者への指導につきましては、今年度におきましては、昨年12月11日に各除雪業者の方にお集まりをいただきまして除雪会議を開催しまして、改めて注意事項を確認したところでございます。

お尋ねの苦情の件でございますけれども、積雪が多いときには大変早朝から入ってまいりますけれども、多いのは、まだ除雪がしてないとか、あるいは除雪の仕方が悪いとかというのが特に多いということでございます。私の方では、連絡を受けましたら、状況により職員が現場の方へ確認に行き、その都度対応させていただいておりますけれども、場合により、件数が一度に多いというときには対応困難なケースもございます。業者の方へは、住民の方からこのような苦情があったから、ちょっと気をつけるようにということで、その都度内容をお伝えしておりますし、またケースによりましては、来年度の除雪会議に対応していきたいと、苦情内容などを再度確認していきたいというふうに思っております。

先ほど申しましたように、主要幹線道路や通学路の車道から除雪していきますので、どうしても時間的な差が生じます。また、積雪状態によりまして時間も異なってまいります。除雪の重機によりまして差が出てくる場合も当然ございますので、除雪時のときには、住民の方々には大変御迷惑、あるいは御不便をおかけすることもあるかと思っておりますけれども、何とぞ御理解、御協力をいただきたいというふうに思っております。

また、除雪の状況によりまして、特に歩道なんかは早期になかなか除雪できないということがございますので、地域の住民の方々も御協力をいただければありがたいというふうに思っておりますので、その点につきましても御理解をいただければありがたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

副議長（広瀬文典君） 9番 岩崎秋夫君。

〔9番 岩崎秋夫君登壇〕

9番（岩崎秋夫君） 今年度で、私、12年になって、議員をやめます。その間、町長にはしっかりやっていただきたい、そして垂井町をもっとよくしていただきたいといういろんな観点から御意見を申し上げ、またきついことも言ってまいりました。一つ観光協会を取り上げますと、大変いいことでありますし、立派な方でございます。その立派な方を、ただ観光協会の会長に据えておくだけでは非常にもったいないという観点から、提案をさせていただきたいと思いません。

条例改正も必要であろうかと思っておりますけれども、やはりこれくらいの見識の高い方、これは副町長でもよろしいんですけれども、相談役というような形で、観光協会、そしていろんな面

での力を発揮していただけるような場を設けていただければありがたいと思っております。

先ほど施政方針演説の中での下水のことを申し上げましたけれども、町長がいつも言っておられる公平・公正な立場から、ただ下水道の問題を取り上げたわけでもございまして、何ら通告に私は従っていないとは思っておりません。けれども、そういうことで議長の裁定でございますので答弁は求めませんけれども、本当に今まで大変お世話になりました。そして、今日まで温かい御支援、御指導をいただきましたことをここに深く感謝を申し上げ、最後のあいさつとさせていただきます。

副議長（広瀬文典君） 暫時休憩いたします。再開は午後 1 時20分といたします。

午後 0 時07分 休憩

午後 1 時22分 再開

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

8 番 末政京子君。

〔 8 番 末政京子君登壇 〕

8 番（末政京子君） 初めに、このたびの未曾有の東日本大震災におきまして犠牲になられた方々に衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

本日、私は議員として最後の一般質問となります。多くの皆様のお力添えにより議員にならせていただき、12年の歳月が流れました。この間、定例議会において、女性の視点から常に生活者の側に立ち、皆様の声を届けていきたいとの思いで取り上げさせていただきました。その中で、病後児保育、保育園の洋式トイレの設置、陶磁器リサイクル、ふれあいサロン、小・中学校の扇風機の設置などなど、提言させていただくことができました。これも、ひとえに皆様の御協力のたまものと心から感謝を申し上げます。

それでは、通告に従い、3点について質問に入らせていただきます。

第1点目に、地域社会の支え合い体制づくりについてお伺いします。

昨今では、無縁社会と言われるように、人間の麗しいきずなが失われ、心の孤独が深刻であります。核家族化や単独世帯の増大の中で、家族関係や地域における共同体意識が薄らぎ始め、高齢者の社会的孤立や、だれにもみとられない孤独死が社会的な問題になっております。人間関係や親子関係が希薄になり、地縁、血縁を失う人々がふえ続けております。今こそ低下した地域のコミュニティー意識を掘り起こし、活性化することが最重要であります。高齢者が住みなれた地域で、その人らしい生活を送るための新しいコミュニティーが求められております。

当町においても、あらゆる面で公的福祉サービスが拡大し、多様化しておりますが、ふだんの生活のちょっとしたことや緊急の場合には、町民が主体的に行う地域住民による支え合う活動が必要で、現行の社会福祉の仕組みだけでは対応し切れない場合が多くあります。

昨年の夏、大きな社会問題となった所在不明の高齢者に関しても、地域から孤立する高齢者がふえる中で、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくり、在宅で安心して暮らせることができる仕組みづくりが地域福祉の新しい要請であります。また、高齢者ばかりでなく、失業や収入が不安定になる中で離婚や児童虐待がふえ、子育てに悩む母親や、DV、うつ病など弱い立場の人たちも孤立させてはならないと思います。

例えば民生委員、福祉推進委員、各種団体、NPOなど、たくさんの方々が地域活動に尽力して支えていただいているわけですが、それが縦の線とすれば、それをつなぐ横の線はなく、縦と横をつなぐことによって、我が町の助け合いの輪が広がっていくのではないのでしょうか。元気な中・高年者が地域の高齢者の手助けをする団塊世代のサポーター登録など、これからの地域福祉の戦力化が大きなキーワードになると考えます。当町でも、共助を皆さんにお願いするのであれば、共助のための体制づくりが必要と考えます。

また、各地の自治体では、さまざまなボランティア活動にポイント制度を組み込み、すそ野を広げる取り組みが展開されております。対象年齢や対象活動が限られておらず、だれでも参加できるのが特徴です。献血や河川清掃、安全パトロール、町会ごとに行う高齢者宅への戸別訪問や高齢者らの家事手伝いなどにポイントが付与されるなど、地域への貢献を評価し、その活動に報いるボランティアポイント制度であります。一人ひとりの安全のために、高齢者や弱い立場の人を孤立させない、支え合う地域社会を構築できるよう、地域福祉に携わる人々が手をつなぐネットワークづくりを願いたいと思います。

また、町長の所信表明には、地域福祉について、地域で支え合い、だれもが安心して生活できるよう福祉意識の高揚に努め、地域で支え合える環境づくりを進めていく。またさらに、地域福祉の活動の推進には、行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員などと連携強化を図るよう努めていくと述べておられますが、具体的にどのような情報共有や環境づくりをお考えなのでしょうか。

以上の点を踏まえまして、4点質問させていただきます。

1．地域福祉の担い手である方々の現状をどのように考えておられるのでしょうか。2．地域福祉にかかわる方々の連携する仕組みづくりとして、地域福祉支え合い体制づくりについてのお考えをお伺いします。3．地域福祉の拠点センターとしての地域包括支援センターも介護予防プランの作成が主たる業務でありましたが、多様な住民ニーズに対応できる高齢者の総合相談所として、人員体制の見直しや広報活動の強化が必要であると考えます。いかがお考えなのか、お伺いします。4．ボランティアポイント制度の導入についてどのようにお考えなのか、お伺いします。

大きい第2点に、教育行政として、小・中学校の少人数学級編制についてお伺いをいたします。

学校教育の充実は、当町の宝である子供たちの未来のために大変に重要であります。今、公立小・中学校で1クラス当たりの生徒数を、国の基準である40人よりも少ない少人数学級を導

入する自治体がふえてきております。子供の個性を伸ばし、豊かな人間性をはぐくむためには、1人の担任の目が行き届くよう、学習、生活集団を少人数化することは効果的であり、子供の多様性にこたえる教育活動を展開することが可能となります。

近年、小学校に入学したばかりの児童が授業中に騒いだり走ったりして授業が成り立たないなどといった、いわゆる小1プロブレムや、中学校1年生になった途端、学校や生活の変化になじめずに不登校になったり、いじめが発生したりするなどといった、いわゆる中1ギャップが問題となっており、その対応のためにも少人数学級の必要性が求められております。

少人数学級は、きめ細かな指導を望む保護者の要望もあり、平成13年度に特区により認められ、その後、平成16年度より教員給与の半額を国が負担する加配教員の対象が少人数指導などに限られていたのに対し、都道府県の教育委員会の判断で少人数学級にも適用ができるようになったことにより、導入する都道府県が大幅にふえました。国立教育政策研究所によりますと、生活集団としての少人数学級の効果は明確であります。例えば友達のせいで授業に集中できないとか、間違えたときに笑われたり冷やかされたなどの、いわゆるネガティブな経験は、少人数学級ほど少なく、大人数の学級ほど多くなっております。逆に、友達が困っているときにだれかが助けたとか、自分のクラスはまとまっていると感じるなど、ポジティブな意見は少人数学級の方が大人数学級より多いという違いが明らかにされております。

岐阜県においては、平成23年度より小学校の1・2年生と中学校1年生を対象に35人学級が実施されることになっているとお聞きいたしました。人数によっては格差も出てくると思われる。当町における少人数学級編制と教員定数についての認識として、学校の対応はどのように拡充されるお考えなのか、教育長にお伺いいたします。

最後の第3点目に、人間の最終章としてだれもがかかわる斎場関係についてお伺いをいたします。

葬祭業務につきましては、近年高齢化がさらに進んでおり、近い将来、死亡者数も大幅に増加するとも言われております。高齢者にとっては、医療介護の費用に続いて、葬儀などの経済負担の増加が続くものと予測されます。このような社会経済情勢の推移の中で、町営葬祭事業は、簡素で低廉かつ信頼の置ける葬祭ができることが望ましいと思います。現在、町内において葬祭関係は町営と民間業者の葬儀会場で行われ、便利になってきておりますが、高額で負担もかかるとの声もよく耳にいたします。その点、町施設で葬儀を行うと、低価格で、町民の皆様にも好評であります。

先般、住民の方から、斎場について、養老町は垂井と人口もあまり変わらないのに、町営斎場では告別式場は3ヵ所整っており、スムーズな利用状況となっている。また、常設の祭壇が設置されていて、利用者にとって便宜が図られていると思う。それに比べ、垂井では告別式場は1ヵ所しかないので、友引や同日に数人重なったときなど、三、四日待たなければならないときもあった。その間、隣人の方に大変迷惑をかけることが予想され、不安である。最近では自宅で行う方も少なく、何とか安心して町営で利用できるセレモニーホールをふやしていただ

けないかとの話を伺いました。

ある世論調査によりますと、縁起や迷信に関することで気にする者は、20年前と比較しますと大幅に減ってきております。例えば仏滅の結婚式や友引の日の葬式などです。ある市では、友引の葬儀を禁忌する風習に変化があらわれていることから、友引の日を開場しております。当町の斎場は、開設当初から1月1日、2日を休場日としており、炉は3基ございます。このような現状から考えますと、より多くの方々が利用しやすい環境を整えられないものかと思う次第であります。

先日、私は、海津市のセレモニーホールを視察させていただきました。2年前に新しくセレモニーホールとして増築され、告別式場も3ヵ所、和室にはミニ祭壇も備えられ、経机も設置されておりました。とても近代的で、利用者のニーズに沿っていることがうかがえました。利用料金は多少違うことはわかりますが、同じようにいただくわけでありますので、当町においても和室にもミニ祭壇、経机など整えられないものかと思えます。

今後、独居、あるいは低所得の世帯を含め、幅広い段階に対応する葬儀ができることなど、ニーズに沿った事業として、利用者の側に立った取り組みが必要ではないかと思われま

そこで質問させていただきます。

1. 当町の友引の開場についての認識と、今後、町民の利用しやすい環境に整える必要があると思いますが、どのようにお考えか、お伺いします。2. セレモニーホールの増設に関して、どのようにお考えなのか、お伺いします。3. 祭壇の常設設備に関する対応について、どのようにお考えでしょうか。

次に、関連して、葬祭ハンドブックについてお伺いします。

核家族化の進行で、葬儀に関する知識の伝承が薄れております。事故などによる急な葬儀の場合、判断ができず、葬儀社に任せたりになったり、あるいは費用がかさんだり、後の手続が大変だったなどの声を聞きます。そのために、町として町営葬儀のPR、葬儀の手順や費用、死後に手続をしなければならない死亡届、火葬場使用許可届、国民年金、住民票の抹消など、あるいは肝臓提供についての問い合わせなど、葬儀に関して総合的に紹介した葬祭ハンドブックの作成を提案します。この葬祭ハンドブックについて、どのようにお考えでしょうか。

以上、3点についてお伺いいたします。

最後に一言ごあいさつを申し上げます。

私は、4月末日をもちまして引退させていただくことになりました。3期12年間にわたり、私を支え、励ましていただいた党员初め支援者の皆様に心から感謝を申し上げます。また、執行部を初め議員の皆様には大変にお世話になり、心からお礼を申し上げます。どうか皆様におかれましては、それぞれの立場で、垂井町発展のためにますますの御活躍と御健康を心からお祈り申し上げます。

再質問はいたしませんので、明確なる御答弁をお願いいたしまして、私の最後の一般質問を終わります。大変に長いことありがとうございました。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 8番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私の方からは、地域社会の支え合いの体制づくりの部分について、前段の2問についてお答えをさせていただけたらというふうに思っております。

地域での支え合い、縦と横というお話もありましたけれども、これをどうつくっていくか、どう体制づくりをしていくかということでございますが、現状からいいますと、平成21年3月に策定しました垂井町地域福祉計画のアンケート結果では、ボランティアに参加して得たことということで、「地域の人とのつながりができた」が最も多く意見としてございました。次に、「地域社会に貢献できた」「達成感、充実感が味わえた」、そういった御意見が多くございました。これらは、まさに活動そのものが地域交流、あるいは生きがいであるということを示していると思います。一方で、活動の問題点として「ボランティアの高齢化、あるいは地域の理解、協力を得るのが難しかった」「ボランティアがなかなか集まらない」などが上げられております。また、地域福祉を推進するために必要なこととして、「地域ごとの拠点づくり」「学校教育や社会教育での福祉教育の推進」「福祉情報の提供を充実させる」といったことが上げられると思います。これらの点を踏まえて、計画の基本目標として支え合いの人づくり、仕組みづくり、場づくり、そして安全・安心のまちづくり、福祉サービスの基盤づくりというものを上げているところでございます。この中での支え合いの人づくり、仕組みづくり、場づくりがまさに議員の御指摘のあったところかというふうに思います。

地域福祉の担い手には、子ども会とか老人クラブ、ボランティアグループ、NPOとして子ども見守り隊などのNPO法人がございますけれども、あるいは民生児童委員、福祉推進委員といった方々が福祉の担い手として、それぞれの立場で活動していただいております。これらをもとに、平成20年12月に町内各7地区にそれぞれ地域ささえあい連絡会が設立されました。地域の課題をそこに暮らす方々が共有する中で、ともに助け合い、支え合って解決していけるような新しい地域社会づくりの推進をしていくことを目的として、自治会や民生委員、福祉推進委員、老人クラブの方、あるいは近隣ボランティアの方が参加されて、各地区公民館等を拠点として活動されておるところでございます。各団体の連携を深めて助け合い、支え合いの活動が広く展開されておりますが、ことしで3年目となります。各地区の活動の中には、声かけや見守り活動、あるいはサロンの開設、また要支援者のマップづくりなど、それぞれの地域に合った形で事業が展開されておるところであります。

行政としましては、公的なサービスの充実はもとより、財政厳しい中で限界もありますけれども、近隣同士、近所同士が穏やかな声かけや見守りを地域で支える、そういったものが必要な仕組みづくりを確かなものにしていくためのサポートをしていきたいと思っております。

この中で、社会福祉協議会が地域福祉の担い手の中核として活動しておりますけれども、今後とも行政と社会福祉協議会が活動の車の両輪として、こういった地域福祉に対してお互いに

連携、協力、補いながら事業を進めていきたいというふうに思っております。

支え合える体制づくりということがございましたけれども、議員が冒頭おっしゃったように、縦の社会の中でどういうふうに横に人がかかわっていくか。その部分を、今まさにまちづくり基本条例が動き出すわけでありましてけれども、今、ボランティアの各団体については従前まで社会福祉協議会がある部分いろんな情報を持っておりましてけれども、これからはまちづくりセンターでもそういった情報を共有する中で、ボランティアを必要とする人、ボランティアに参加したい人、そういった情報の交換の場にもまちづくりセンターはかかわっていけるのではないかというふうに思っております。社協ともども、行政としてもこういった部分に積極的にかかわっていくために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 私からは、8番議員の御質問の第1、地域社会の支え合い体制づくりの中の3点目でございます地域包括支援センターの人員体制の見直しと広報活動の強化について、また4点目のボランティアポイント制度の導入につきましてお答えをさせていただきます。

まず3点目でございますが、地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的、継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的な役割を果たす施設でございます。この事業といたしましては、包括的支援事業と指定介護予防支援事業がございます。議員御指摘の介護予防ケアプランの作成は指定介護予防支援事業として、総合相談事業などは包括的支援事業として実施しております。運営は町の直営方式で、公益性、地域性、あるいは共同性の視点に立った運営が求められております。実際の活動には、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職員が配置され、チームで活動することとなっております。現在、職員体制といたしましては、所長、補佐、係長、それに保健師、これらはともに兼務、主任介護支援専門員は社会福祉協議会からの派遣職員、社会福祉士は、現在育児休暇のため休職中という大変厳しい運営状況となっております。

高齢者の総合窓口といたしまして、この厳しい状況を補完するためには、高齢福祉係、社会福祉係はもとより、社会福祉協議会や民生委員の方々の協力を得ながら、多様なニーズに対応すべく連携を図ってまいりたいと考えております。

また、広報活動といたしましては、毎月「広報たるい」には「こんにちは、地域包括センターです」を掲載し、介護予防、認知症予防、あるいは引きこもり予防などのテーマごとにお知らせをしております。また、6月と12月の年2回でございますが、ケアマネの方とか一般の方を対象に介護予防の研修会も実施しております。今後におきましても、機会あるごとにPRをして、多くの方々の参加が得られるような広報活動の強化を図ってまいります。

4点目のボランティアポイント制度につきましては、東京都の稲城市が平成19年9月から、全国に先駆けて実施され、注目を集めました。周辺地域に徐々に広がりつつあります。私ども

視察に同行もさせていただきました。ボランティア活動10回から19回を1,000ポイントとして、年度ごとに5,000ポイント、5,000円を上限に換金する方法でございます。高齢者が介護ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加を通じた介護予防を推進するために実施された事業でございます。当該制度につきましては、昨年6月定例会の一般質問でも答弁を申し上げましたとおり、介護の担い手不足の補完として、また高齢者の生きがい対策としての一つの方法かと思っております。そのためには、介護施設、あるいは老人福祉施設等のニーズも十分調査しながら、また社会福祉協議会とも連携をとりながら、今後、検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 学校教育課長 乾豊君。

〔学校教育課長 乾豊君登壇〕

学校教育課長（乾 豊君） それでは、8番議員の御質問の中で、私の方からは、大きな第2点目の教育行政として少人数学級編制につきましてのお答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、少人数学級編制と教職員定数に係ります認識についてお答えをしたいと思います。

国の学級編制基準は、小学校1年生が35人、2年生が40人、中学校1年生が35人となっております。ところが、岐阜県におきましてはさらに手厚く、平成23年度の学級編制基準について、小学校1・2年生及び中学校1年生をいずれも35人としてスタートしようとしております。これに伴いまして、垂井町でも県と同じで35人学級で進めてまいりたいと思います。この基準によりまして、平成23年度、町内では小学校が1学級、中学校が2学級増加することになりました。教室の数につきましては、現状で対応が可能でございます。

なお、教育委員会といたしましては、1学級当たりの児童・生徒の定数が少なくなるため、今まで以上に一人ひとりに認めの言葉をかけたり、わかった、できたという学ぶ喜びが実感できたりするなど、より子供に寄り添った指導ができるととらえております。学級編制基準及び教員配当基準につきましては、県の教育委員会が定めるものでございますので、教育長会等を通じまして、今後も働きかけて継続をしていきたい、そんな所存でございます。

今後も、垂井町の学校教育は、豊かな心の育成、基礎・基本の確実な定着、みずから学び、みずから考える力など生きる力をはぐくみ、個性を伸ばす教育を推進することを目指してまいりたいと思います。

次に、2点目といたしまして、小1プロブレム及び中1ギャップの現状及び学校の対応につきましてお答えをしたいと思います。

教育委員会といたしましては、小1プロブレム及び中1ギャップについては、深刻な問題であるととらえております。それらの解消に向けまして、町内の学校では、幼稚園と小学校、小学校と中学校との連携を充実させております。具体的には、幼・小・中の子供が知り合うという目的で、運動会などの行事への相互の参加ですとか、あるいは合同授業の実施、各小学校6

年生と中学校1年生によりますドッジボール大会の実施、あるいは小学生と中学生の掃除や合唱の交流などを行っております。また、教職員によります情報共有という視点から、よさや配慮事項を記録した幼稚園、小学校・中学校間の連絡票、あるいは幼稚園と小学校及び小学校と中学校との連絡会議の実施などを進めております。さらに、学校生活へのスムーズな適応という観点から、幼稚園での聞く指導の充実、小学校6年生によります中学校の授業参観などを実施しております。

学校では、町内の教職員が小1プロブレム及び中1ギャップはどの学校でもどの子にも起こり得る問題であるということを再認識いたしまして、園児・児童・生徒一人ひとりを大切にするという真摯な構えで日々子供たちと正対しております。

最後に、今後の方向についてでございますけれども、今後も全職員が一丸となり、スクールアドバイザー、あるいは保護者、関係機関等との緊密な連携を図りながら、小1プロブレム及び中1ギャップの解消に努めてまいりたいと思います。それは、どの子もかけがえのない存在であり、ほかにはないよさを持っている存在だからでございます。各家庭でも、今までと同様に子供たちに愛情を注いでいただきますよう、よろしく御理解を賜りますようお願いをいたして、答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 8番議員の第3点目の、斎場関係の御質問にお答えをいたします。

まず最初に、友引の日の開場についてでございますが、垂井町の斎場の設置及び管理に関する条例施行規則では、第2条で休場日を規定しております。1月1日、同月2日及び町長の指定する日と定めておりまして、垂井町では、友引の日も施設の使用は可能となっております。しかしながら、友引に葬儀を出される方はほとんどお見えにならないのが現状でございます。さらに、町民の利用しやすい環境の整備、また施設の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、セレモニーホールの増設についてでございますが、平成22年度の斎場の利用状況を見ますと、今年2月18日までの集計でございますが、火葬炉の使用は223件ございました。このうち垂井町の斎場の施設を利用して告別式を行われた方は112件で、約半数となっております。約半数の方は他の施設を利用して葬儀を行われているということになりますが、届け出の時点で斎場があいておりまして、他の施設を利用された方が、そのうち3分の2以上お見えになるというのが現状でございます。斎場の利用状況を見ても、利用率は年間約3分の1ぐらいいであり、また他の斎場を利用される方が多くなっております。これは、近年、隣の方々などにお世話をお願いすることの煩わしさを避ける傾向とか、葬儀業者のサービスが行き届いていることが原因ではないかと考えているところでございます。こうしたことから、今すぐにセレモニーホールを増設するのではなく、今後の状況を見ながら判断されるべきものではないかと考えられます。

次に、祭壇の常設設備についてでございますが、近隣市町で祭壇を常設しておりますのは、養老町、神戸町、安八町、関ヶ原町となっております。祭壇の使用料は各町にばらつきがあり、2万5,000円から9万円くらいの開きがございます。以前に一般質問で同様の御質問があったところでございますけれども、やはり宗教・宗派、または葬儀の規模に応じて祭壇を設置することは難しいことですし、常設するのであれば、ある程度の祭壇を1種類設置していくことになるかと思えます。利用者の意向に沿った祭壇を設置するのであれば、現在のままでいく方法の方がよい点もあろうかと考えているところでございます。

次に、葬祭ハンドブックについてでございますが、葬儀に関する総合的に紹介した葬祭ハンドブックの作成についての御提案でございます。

町では、火葬に関すること、また葬儀に係る施設の使用に関しては行っておるところでございますが、葬祭に関する事業は行っておりません。葬儀の方法も、宗教とか宗派、また地域によってもそれぞれ違って来るものと理解をしております。こうしたことから、町において葬儀ハンドブックを作成することは考えておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 1番 藤墳理君。

〔1番 藤墳理君登壇〕

1番（藤墳 理君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして発言をさせていただきます。

私の方から大きく2点、まず1点目は安全・安心のまちづくりについて、こちらも2点についてお尋ねをいたします。

大規模な災害時における幹線道路沿い、避難所付近の空き地の確保について。

先月のニュージーランドの南部地震で多くの邦人が亡くなられ、その記憶も鮮明に残る中で、去る11日の東日本大震災は、マグニチュード9.0のエネルギーで大地を揺らし、想像を絶する大津波が海岸沿いの市町をのみ込み、すべての日常生活を奪った災害に、改めて自然の脅威を感じました。いまだ行方不明となっておられる方々の一刻も早い安否確認に期待するとともに、亡くなられた方々に心より御冥福をお祈り申し上げます。また、福島原発の放射能漏れに対し、政府と電力会社の対応おくれに憤りを感じずにはられません。

さて、今回の東日本大震災同様、この地域でも起こり得る東海地震や東南海地震のような大きな地震に見舞われた際には、その震度次第においては、町内の住宅密集地における建造物の激しい倒壊も予想されます。町内では、道路幅が狭いところも多く、緊急車両の進入も厳しい箇所がかなりの数に上ると思われます。また、住民の方々の避難所となる公共施設付近への食料などの支援物資の運搬車両、また給水車両の進入もままならない状況が容易に予想されます。国道など幹線道路の復旧にも時間がかかり、なおさら狭い町道までの復旧にはさらに時間がかかることは容易に予想されます。

こうした状況を踏まえ、緊急時においては、幹線道路沿いや避難所付近の空き地を有効に活

用することが重要になってきます。緊急車両や支援物資の運搬車両の一時駐車場として、これらの空き地を利用することが重要であると考えます。人命にかかわる事態において最優先される車両の駐停車場として空き地を円滑に利用するためには、これらの空き地の地権者と緊急時の借用協定などをあらかじめ取り交わしておくことが必要かと思えます。このような利用協定は既に交わされているのか、またなければ、このような考えはお持ちなのか、想定されます空き地の選定を急ぎ、早急に緊急時の利用協定を交わされることが望ましいと考えます。安全・安心のまちづくりを強調されておられます中川町長に、このお考えについて伺いをいたします。

2点目、交通安全の観点から、歩道の確保とカーブミラーの防霜化についてお尋ねをいたします。

交通安全の観点から、町道における歩道の設置についてのお考えをお聞きます。住宅密集地の狭い道路では、拡幅もままならないものの、幸いこのような道路ではスピードが出せないためか、大きな事故は起こっておりません。しかし、比較的広い道路においては、猛スピードで走る車に対し、歩行者や自転車といった交通弱者が冷やりとする場面が多く見受けられます。

さて、こうした現状を見過ごすことなく、特に登下校時の子供たちや散歩途中の高齢者の安全確保という観点からも、車道と歩道を分離することが望ましいと考えます。車道幅が十分に確保できる箇所という条件はつきますが、道路改良の際には、歩道の設置に努めていかれる考えがあるのかを中川町長にお尋ねをいたします。

また、前年度に表佐地内の比女神社角のフェンスが改良され、交差点の見通しがよくなり、周辺住民の方はもとより、通行される方にとっても安心が増したと感じておられます。

さて、この交差点西北角のカーブミラーが新しくなりました。一つは従来のアクリル製、もう一つは防霜対策のあるステンレス製であります。その違いが、霜のおりる寒い朝に、その効果ははっきりとあらわれております。霜がついている方はアクリル製、ついていない方はステンレス製となっております。その効果たるや歴然としております。カーブミラーは、見通しの悪い交差点に設置されているもので、霜のために見通しが悪いのであれば、その効果はないものと同じと考えられます。この検証結果を踏まえ、今後設置するカーブミラーについては、防霜対策のあるステンレス製にしていくことを御提言申し上げます。材料コストについては15%ほど高いと聞いておりますが、今後の新設や、またつけかえの際にこのステンレス製に順次かえていかれるおつもりがあるのか、この点もあわせて町長にお伺いいたします。

大きな2点目といたしまして、文化会館の活用についてお尋ねをいたします。

芸術・文化活動におけるまちづくり基本条例の活用と文化会館の改革。

去る2月26日にNHKホールで行われました表佐太鼓踊りのステージでは、多くの観客から拍手喝采を浴びました。垂井町の先人たちには、こうした大衆文化をはぐくむ土壤があり、また伝統芸能を継承していく強い意思があって今日に至ったと思われれます。今後は、人材の確保や後継者の育成といった手間暇はかかりますが、表佐太鼓保存会が果たす役割はますます重要

となってきます。同日行われたほかの地域の伝統芸能を拝見し、垂井町内に残る地域文化の継承と振興に尽くしていくことが、今、垂井町としても大変重要であることを改めて痛感をいたしました。

さて、こうした伝統芸能以外にも、芸術・文化をはぐくむ活動をしている団体は数多くあります。合唱やダンスといった現代風のものから、琴や茶華道、舞踊など古典的なものまで、それぞれの団体がすそ野を広げようと懸命に活動をされておられます。こうした動きを支援していく体制が今こそ必要なのではないのでしょうか。その中心となるのは、やはり文化会館であり、それを補完しているのが各地区公民館であります。特に文化会館の果たす役割は、芸術・文化の発信基地として機能することが重要であり、これまで何度となく申し上げてきました。いま一度、まちづくり基本条例が4月より施行されるに当たり、文化会館は、これらの団体を支援し、また情報発信をする中心とならなくてははいけません。今後、まちづくり基本条例に基づき、新たな展開が予想されることについてお尋ねをいたします。

まちづくり協議会の立ち上げには、既存の団体も含め、各方面より名乗りが上がることに期待しております。その中で、新たに美術協会が設立に向けて準備を始められたとお聞きいたしました。洋画、日本画、彫塑、工芸、写真をされている方々が、芸術文化の振興を目的にさらなる活動の幅を広げたいとお考えのようです。

さて、このように新たな協議会を立ち上げる場合、どのような手続が必要で、登録完了後にはどのような支援があり、協議会に登録することのメリットはどこにあるのか。その点が明確になれば、協議会設立に向けた動きがさらに活発となるように思います。4月より設置されるまちづくりセンターがどのような役割を果たしていくのか。この2点について、中川町長、並びに早野企画調整課長にお聞きいたします。

また、前段に述べたように、芸術・文化の振興には核となる施設なり拠点が必要であります。心豊かに生きるために、芸術鑑賞は欠かせないところでもあります。芸術や文化を生活の一部として楽しむことが必要になります。作品をつくる側、演奏する側、それを見て、聞いて楽しむ側、すべての人々が芸術や文化を支えています。こうした機会を少しでもふやすことが文化会館の役割の一つでありますので、その運営をハード面にとどめず、ソフト面にも及ぶ仕組みづくりに取り組むべきではないでしょうか。

一例として、新たな挑戦をされている団体があります。去る1月23日の日曜日、文化会館小ホールにおいて、ある生け花の団体が初めての催しとして、小・中学生の作品を囲むように成人の生け花展が行われていました。この催しには、多くのけいこや、また前日の準備など相当の時間と経費が費やされたものと思います。また、レッツで活動されているダンス団体が協力的合い、池田町に発表の場を求め、垂井町以外での出演を果たされました。こうした新たな試みや企画に対し、町としても支援できることはあると思います。芸術文化協会所属団体の会館使用料の2分の1減免を4分の1減免とする減免規定の見直しやホワイエの開放、新たな発表の機会の創出など、それぞれの団体が活動しやすい環境を手助けする仕組みを考えてほしいと

思っております。町民に愛される文化会館となるため、広く芸術文化に親しむことのできる文化会館とするためにも、文化会館のあり方を考える改革に取り組んでいく必要があります、またそう望んでおります。これらを踏まえ、芸術文化振興の支援策を中川町長がどのように考えておられるのかをお聞きいたします。あわせて、今後の芸術文化振興をどう導いていかれるのか、渡辺教育長にお尋ねをいたします。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 1番議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

私の方からは、1番目の大規模な災害時における幹線道路沿いの避難所の空き地の確保の部分と、それから芸術の支援のあり方についての部分でお話をさせていただけたらと思っております。

まさにこの質問は、今回の東日本大震災に向けてのタイムリーなといいますが、大変語弊がありますけれども、まさに重要な影響を持ってくる問題かというふうに思います。ただ、今回、まだ被害の全容がわかっておる状況ではありませんけれども、津波の被害がかなり甚大であったというふうに思います。当町において南海地震が起こった場合、津波というよりも、やはり建物の倒壊、地崩れといったのが大きなメインなものになってくるのかなというふうに思います。

さて、こういった災害は過去にもありまして、平成7年の阪神・淡路大震災の折には、こういった避難物資、あるいは救援に関しまして、神戸市災害対策本部に2ヵ月余りで約43万個の小包、救援物資が届けられたというふうに聞いております。それらの搬送の拠点となった倉庫だけで、最大で約2万2,400平方メートルの建物を確保しなければならなかったということも伺っております。また、平成16年には新潟県の中越地震があったわけでありましてけれども、これらでも保管の準備がなかったために、救援物資が一時新潟空港に滞留して、円滑な配分まで1週間ほどかかったというようなことが記録として残っております。

これらの教訓を踏まえ、岐阜県に大規模な災害が発生した場合に想定される県外からの救援物資や、警察、消防、自衛隊などの応援部隊の受け入れ体制については、県としての基本的な考え方として、災害時広域受援計画を平成18年3月に策定しているところでございます。今月で5年を経過し、その計画修正の手続が進められているところでございます。

現行の計画では、市町村の対策本部は、あらかじめ指定した活動拠点候補地と一時集積配分拠点の中から、応援部隊の配置、支援物資の配分計画等に応じた拠点を定め、広域救急応援隊、緊急消防援助隊、自衛隊の応援部隊及び支援物資を迅速かつ円滑に受け入れる体制を備えよとされているところでございます。ここで言います活動拠点候補地として、垂井町では、朝倉運動公園、不破中学校、北中学校の3施設を指定しております。また、一時集積配分拠点としましては、不破中学校が指定されているところでございます。

議員のお尋ねでございました緊急車両や支援物資の運搬のための一時停止、あるいは空き地の確保ということでございますけれども、その土地を前もって協定を結んでおいたらどうかと

いうことでございます。

今お話をしました応援部隊の活動拠点となる指定地の要件というのもございまして、例えば活動拠点の指定地の要件としましては、非常用電源を備えている施設であること、防災無線を備える施設、耐震性が確保された施設、あるいは市町村の災害対策本部から近い施設というようにいろんな制約がある中での場所の選定となっております。また、一時集積配分拠点の要件としましては、第1次、第2次の緊急輸送沿線道路、要するに災害が起こったときに真っ先にあける道路沿いであること、防災ヘリコプター緊急離着陸場があること、物資の集積配分拠点となるスペースがあること、公的な施設であること、そういったいろんな形の制約があるところでございます。

こういったことを考えたときに、まず有事の際に何を優先すべきかということ、人命であるというふうに思います。また、仮に協定を結んでいないといたしましても、消防法におきましては、消防法の第27条に、消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路、もしくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができるものと定められております。つまり緊急の場合は、そういった空き地であるとか私道であっても通行することを認めているということでございます。こういったことを考えるときに、やはり災害というのがどういう形でどこに起きるか全く予想がつかない、大規模に起こった場合はどこに空き地が確保できるのかもはっきりしない。そういった中で、手当たり次第に空き地と使用貸借の契約を結んでいくのは本当に現実的なのかどうかということ。一方で、やはり緊急の場合は、それこそお互いさまで助け合うということがあると思いますので、法に基づかなくても、そういった部分はお互いに助け合うという部分での対応が必要かと思えます。

また、これとは別に、あるいは備蓄等、今回もいろんなものがなくなっておるということをお聞きすけれども、備蓄等を含めた各種の応援体制、それに対する協定というのはどんどん結んでいきたいと思えます。現在も、電気とか土木とか医療とか、そういった関係で協定を結んでおります。こういったまず安全にかかわる部分についての協定をしっかりと進めていく中で、とりあえず空き地については、現状においては積極的に協定を結んでいく考えというのは今のところ持っておりませんので、御理解を賜りたいというふうに思います。

2点目の文化の振興策の支援についてということでございますが、お話がございました2月26日の表佐太鼓のNHKホールでの演奏、私も直接NHKホールに行かせていただきました。紅白歌合戦をやる立派な舞台上、それこそ立派なセットの前で、神社のセットが組んであったわけでありすけれども、ふだんの表佐太鼓は平面でやっておりますけれども、立体的な太鼓の演奏という形で、非常に立派で、また地域創造芸能という形でありましたけれども、まさに伝統芸能がたくさん集まっております、表佐の江戸時代から続く立派な歴史というものを改めて感じたところでございます。垂井町の情報発信に大いに寄与していただきましたことを、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

さて、垂井には表佐の太鼓のほかにも垂井の曳軸保存会、あるいは南宮神社の神事芸能、あ

るいは伊吹の神楽、栗原踊り、まさに歴史と伝統文化に裏打ちされたたくさんのものがございます。こういったものをしっかりと守り育てていくことが大事かと思いますが、その一つとして、やはり活動拠点として文化会館があるものというふうに理解をしております。

文化会館は、町民の方々が芸術や文化に親しむ場として、各種団体の練習された成果の発表、あるいは集大成の場として御利用いただいております。照明、音響、舞台、そういったものを備えておりますが、まさに素人がつくる舞台から、わらび座のようなプロの舞台までの対応という形で、町民の方に広く芸術・文化を提供しておるところでございます。

これらの支援活動としましては、文化会館の使用料というのが上げられると思いますけれども、芸術・文化協会にあつては2分の1の使用料の減免措置を行っておるところでございます。また、文化とは直接関係ございませんが、町の有料施設としまして朝倉運動公園の施設がございますけれども、ここも町体育協会の所属団体である各種目協会が主催する大会等に使用した場合には、同様に2分の1の減免をしておるところでございます。

これらの施設、なぜ2分の1か。基本的には、利用者負担の原則に基づき運営を行っていくという考え方がございます。当然に育成を兼ね、今後も頑張ってくださいということもありますが、すべて丸抱えの補助ではなくて、やはり自分たちも応分に負担をしていくという考えのもとで、今後も2分の1の減額補助という部分については続行していきたいというふうに考えております。

また、文化活動における全国大会の出場者の支援ということも考えられるところでございますが、現在、スポーツ活動については、全国大会出場者については補助措置等がありますが、今後、こういった文化活動においても全国大会とか、情報発信という部分での協力は検討していく余地があるものと思いますので、しばらく検討する時間をいただきたいというふうに思います。

また、文化会館のホワイエの開放につきましては、大ホールの使用時に一体として利用されるものでありますけれども、大ホールが利用されない場合は、小ホールと同じ料金で利用していただくことも可能でございます。こういった形で施設運営等をしておるわけでございますけれども、まさにまちづくり基本条例が動く中で、文化会館も相談助言事業でありますとか、情報の提供、収集、あるいは各種交流事業、人材育成、ボランティアの方々の活動も含めて、そういったものもあわせて文化会館としても積極的に取り組んでいく必要が今後出てくるものというふうに認識をしておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

教育長（渡辺眞悟君） 1番議員の御質問、今後の芸術文化振興についてにかかわって、私の方から答弁をさせていただきます。

文化会館では、町民の方々の生きがいや創造性豊かな文化をはぐくむために、芸術・文化活動の振興、伝統芸能の継承及び発展に取り組み、町民に親しまれる運営に努めてまいりました。

また、文化会館を文化の交流と憩いの場、芸術・文化活動の発展、充実のための拠点の場として取り組みをしてきておりますし、今後もそれを継続・発展させていきたいと思っております。

議員御指摘のように、垂井町は本当に豊かな文化と歴史を有したまちであり、それに支えられた芸術・文化がたくさん生まれ、受け継がれ、継続されています。また、さまざまな芸術・文化活動を楽しむ町民の方がたくさんおられます。このような町民の皆様方の活動をいただきながら、文化会館を拠点とした芸術・文化活動をさらに推進していきたいんですが、現在その団体は49団体ありまして、会員の皆様は、生涯の中で学ぶ機会を得て、生きがいを持って活動されておられます。これら活動の発表の場、活動拠点としての文化会館を利用させていただいておりますので、それを進めていくと同時に、さまざまな発表の折には、司会やステージ、音響、照明などを協力していただいておりますボランティア活動の方もあります。今後、文化会館を中心としまして、生涯学習の機会の提供を充実すること、それから生きがいとして取り組む諸活動をさらに広めていくこと、各種団体の楽しさ、喜び、わざを多くの人に広め、より多くの方々に諸活動へ参加していただけるようにしていきたいと思っております。また、同時に発表の場、練習の場として活用していただいたり、会員募集の場として御利用いただけるようにしていきたいと思っております。

さらに、地区公民館では、現在まで生涯学習の機会、それから生きがいを見つけ、豊かな生活につないでいただくために、先ほど議員がお上げいただきましたようなさまざまな各種文化活動も行っております。今後もこれを充実、発展させていきたいと考えております。

一方、小・中学校では、芸術・文化活動団体の方々から学ぶ時間も推進しているところでございます。例えば総合的な学習の時間などで、さまざまな芸術・文化活動の団体の方々から、その基本的なことやおもしろさを教えていただいている学校もたくさんございます。この教えていただいた中身は、子供たちの生涯にわたる生活の潤いと豊かさのベースになっていくと思っております。今後、住民の皆様方との協働、お力を得ながら、芸術・文化活動のすそ野を広げ、また団体の活動のさらなる充実の一助となるように努めてまいりたいと思っております。今後とも御理解と御協力をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 建設課長 小川孝夫君。

〔建設課長 小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） 1番議員の御質問のうち、1点目の安全・安心のまちづくりの歩道の確保につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

歩道設置につきましては、歩行者の安全確保の上からも、歩車道分離は望ましいものでございますけれども、既存道路では幅員も狭く、歩道設置のための拡幅も容易でない沿道利用状況となっているところも多くございます。過去の急激な車社会の進展に伴い、道路が自動車中心に利用されてきたため、歩道は量的不足や連続性が確保されず、歩行者、自転車利用者との共存により、歩行者の安全確保が保たれていない状況であります。今後、新たに整備する道路では、通学路や公共施設周辺の歩道整備、事故発生率の高い箇所などでの重点整備を、既存道路では、

現道拡幅による歩道整備、現道を活用した道路標示、外側線やカラー舗装による歩行者の分離、誘導、交通安全啓発などにより、再生、活用した歩行者空間の確保を図ってまいります。また、水路がそばにありましたら、箱型暗渠でありますボックスカルバートなどによる整備も検討してまいりたいと考えておるところでございます。

道路構造令での歩道設置につきましては、規定に基づき地形や当該道路の歩行者などの交通状況を考慮し、かつ道路の種類、ネットワーク特性、沿道の立地状況などの地域特性を十分に考慮し、歩道設置の要否や幅員などの構造を規定することとされております。また、特に地方におけます高速道路や都市計画道路以外の一般的道路であります第3種道路におきましては、必要な場合に歩道を設置する規定になっていることに留意し、道路管理者が地域の実情を踏まえて適切に判断することになっておりますので、交通安全上、交通弱者であります歩行者を自動車交通から分離する歩道設置につきましては、先ほどの交通状況などでございますとか、構造的なことなどを総合的に勘案して判断してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 1番議員の御質問にお答えしたいと思います。

第1点目の安全・安心のまちづくりについてから、交通安全の観点から歩道の確保とカーブミラーの防霜化について、企画調整課から、カーブミラーに関します内容について御回答を申し上げます。

曇らないステンレス製カーブミラーの設置の御提言でございますが、まず初めに曇り防止機能つきミラーとアクリル製ミラーの金額の比較でございますが、ミラーの直径が60センチの場合で申しますと、ミラーのみの値段でございますが、曇り防止機能つきで約5万5,000円するそうでございます。垂井町が現在使用しておりますアクリル製につきましては、約3万円でございます。差額約2万5,000円ほど高いといったような状況でございます。

議員御指摘のとおり、天候の状況によってはアクリル製ミラーが曇るなど、非常に安全確認がしにくい場合がございます。しかしながら、カーブミラーの役割と申しますと、カーブや交差点の死角を鏡に映し出し、あくまで安全確認の補助をいたすものであることも事実でございます。よって、カーブや交差点では、一時停止するか、もしくは徐行、あるいは目視で実際に死角の方向の状態を確認することが重要であることも事実でございます。

そういった背景がある中、毎年自治会からも要望がございまして、私どもといたしましては、隅切り、あるいは目視で両方が確認できる場所を除きまして、今日まで設置をしておるのも事実でございます。そういったようなことをかんがみまして、財政的課題は残りますけれども、一度検証してまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

それから、二つ目の文化会館についてのうち、芸術・文化活動におけますところの基本条例

の活用と文化会館の改革、芸術文化振興のあり方の中で、企画調整課に係ります御質問に対しお答えをいたします。

新たに協議会を立ち上げる場合、どんなような手続が必要かというお尋ねでございますが、御存じのとおり、昨年9月から、11人の公募によるサポーターズの皆さんとともに垂井町協働のまちづくり推進規則案のたたき台を今日までつくってまいりました。以降、住民の声を聞くということから、パブリックコメントを1ヵ月間実施してまいりましたし、その後、コメントに対する意見、5名の方からございましたが、その方々に対するさらに住民にも公表するということから、3月1日付をもって、町の考え方に対する回答をホームページを利用しながら公開したところでございます。現段階では、総務課を通じて、もう間もなく規則の公布をする手はずとなっておりますのでございます。

その中で、規則の中には当然ながら協議会を設置する旨の規定がございまして、その中では、まちづくり協議会設置届け出に、会則、もしくは規約、役員名簿、設置年度の事業計画書と収支予算書を添付してセンター長へ届け出をすることになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、第2点目でございます登録完了後にはどのような支援があって、またそのメリットはどこにあるのかといったお尋ねでございますが、登録完了後の支援につきましては、まちづくりセンターにおきまして、ホームページへの掲載、あるいは資料の情報提供等、住民の皆さんへ団体の紹介を行っていく中で、活動に対します理解も深めていただきながら、各種協議会活動の拡大支援を行ってまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

今回の第2日目の一般質問の折にも各所管からまちづくり条例に基づきます各種の事業につきましての御回答を先ほど来申し上げておるところでございますが、こうした事業展開はいずれも住民参加が推し進められることで、最終的には協働のまちづくりの推進にもつながってくるものと、そのように考えておりますので、御理解を賜りますようよろしく願いいたします。
議長（衣斐弘修君） 1番 藤墳理君。

〔1番 藤墳理君登壇〕

1番（藤墳 理君） 再質問をさせていただきます。

先ほど来、避難所近郊の空き地の選定というのは行ってもいいんじゃないかなというふうに僕は感じました。有効に利用するということに対して、どこに何があるかということ把握しておく必要もあろうかというふうに思っておりますので、その点については洗い出しをしながら、そうした場所があるということを行政がしっかりと認識した上で、そうした防災対策等に当たっていただけたらと強く思いますので、その点について、一度洗い出しの方をできるかどうかということの御返答をいただきたいというふうに思います。

もう1点、歩道の設置、確かに町内、そんなに大きな幅の広い道路ばかりございません。今、垂井停車場線はカラー舗装をされて、多少歩行者にとって、車道と歩道の分かれ目がわかりやすくなったから、また車を乗る側からすると、歩道に接する部分については、安全に注意

をしなければいけないかなと感じるところがありますので、こうしたカラー舗装についても今後とも積極的に取り組んでいただけたらなというふうに思いますので、その点について、歩道設置まではできなくても、カラー舗装等の部分についてはどうなのかということをお尋ねいたします。

また1点、各地区公民館の文化祭では、数多くの作品が毎年展示をされております。こうした展示や作品の中には、文化会館で芸術文化展に出品してもおかしくないような作品も幾つか並べられておるといふふうに私自身は思っておりました。こうした機会に各地区公民館と連携を図りながら、文化会館において、こうした公民館の作品を中央展というような形で、一たん町民全体にごらんいただけるような場を提供していただけたらどうかということをお自身思っております。この点について、多賀生涯学習課長、各公民館を回っておられて感じられたこと等、また御見解等をお聞かせいただけて、教育長の前向きな御答弁の方も、そちらの点についていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 1番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

空き地の選定といいますか、洗い出しについてでありますけれども、基本的には、例えば本当に野原といいますか、全く何もしていない状況、あるいはアスファルトの状況、そういった形態もありますし、その状況がどれくらいの規模とか、そういうこともある部分把握しておく必要はあると思います。ですから、基本的に先ほど言いました施設というのは、県との連携の中での施設でありますので、町としてどこにどんな空き地があるかということぐらいの把握というのは、ある部分必要かなというふうには思います。ただ、そこと、先ほども言いましたように積極的に使用貸借の契約を結ぶつもりは今のところございませんが、情報としてこういった空き地があると。要するにこの形状はアスファルトである、素地であるというような形の情報としては調べておくことも一つかなということは思いますので、今後対応は検討していきたいと思っております。

議長（衣斐弘修君） 建設課長 小川孝夫君。

〔建設課長 小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） 1番議員の再質問の中で、カラー舗装につきまして御質問がございましたので、お答えをさせていただきたいと思っております。

今年度におきましては、県の方が県道垂井停車場線を中心としまして、垂井の中心部の栄通り、あるいは本通りの一部をカラー舗装いたしました。町におきましては、今現在、府中55号線、府中の本通りでございますけれども、南の方から順次施行しております。また、この事業につきましては継続的に来年度も予定いたしておるところでございます。

また、新規で来年度でございますけれども、予算上、横断歩道でありますとか、交差点部分についてのカラー舗装を町内で20カ所ほど予定したいと思っておりますので、よろしくお願

したいと思います。

議長（衣斐弘修君） 生涯学習課長 多賀清隆君。

〔生涯学習課長 多賀清隆君登壇〕

生涯学習課長（多賀清隆君） 1番議員の再質問にお答えをしたいと思います。

文化祭のあり方についてというお尋ねでしたが、まず初めに、中央公民館及び各地区公民館において、文化活動の事業をそれぞれ展開しております。公民館では、文化面についての各種教室、講座を各館ともども4教室以上の取り組みをしていただいております。各地区の教養講座におきましては、平成21年度146事業、1,927名の参加がございました。特に文化面の内容的には、茶道、華道、手芸、押し花、絵、俳句、革工芸、ソーラン踊り、フラワーアレンジ、盆栽などあります。そのほかに歴史講座、親子料理教室などあります。また、家庭教育では24の教室、うち829名の参加がございました。これらの集大成として、各地区では文化祭を開催していただいております。特に文化祭での出品作品は、各教室等の生徒さんの1年間学んだ成果でもあり、一つの発表の場でもあると思っております。それぞれ多数出品をされているところでございます。また、その他の催しといたしまして、子供たちの歌の発表会、また詩吟、カラオケなど多彩な催しを行っていただいております。

文化活動のお祭りの広場として、それぞれ毎年開催をいただいております。この地区の文化祭と文化会館で行っております垂井町展と垂井町芸術文化協会が行っております総合イベントとして、垂井町芸術文化祭を開催していただいております。このような活動を通して、文化祭と文化会館の、今申し上げました町展並びに芸術文化祭と兼ね合せた形のあり方について各関係者と協議する中で、今後検討してまいりたいということを思っておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は午後2時55分といたします。

午後2時41分 休憩

午後2時55分 再開

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

6番 奥村耕作君。

〔6番 奥村耕作君登壇〕

6番（奥村耕作君） 初めに、東日本大震災で被害を受けられた方々に心よりお悔やみ申し上げます。

日本は、原発をつくる技術は世界有数であると聞いておりますが、大きな事故が今までになく、事故に対する準備が不十分であったというふうに思います。予想を超えた地震であったと言われておりますが、人間は自然の力には勝てないんだと、そういうふうに思いました。

以前、北中学校の体育館の耐震補強工事をするとき、もっと安全側に設計をしてはどうかと

いう提言をいたしました。それは過剰設計であるという理由で、基準を少し上回ったのみに終わったことがありました。これは通告に入っておりませんので、町長の答弁は結構でございますが、意見がございましたらよろしくお願いたします。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

8年間、垂井町議会議員をやらせていただいて、その間、多くの一般質問をさせていただきました。その中で特に私の思い、また住民の方の思いが町長に伝わっていないのではないかとということと、町長の答弁に対しまして失望した件につきまして、再度質問をしたいと思っております。それによりまして、私の議員としての責任を果たしたいと思っております。

それでは入ります。大きく分けまして5点あります。

まず1番目に、JRの利便性について質問させていただきます。

JR垂井駅の利用者の要望といたしまして、大垣駅での乗りかえが不便であると訴えていただく内容が多くあります。基本的に上りは、朝・夕を除きまして、垂井町では1時間に2本、大垣駅では4本で運行されております。そのうち2本を米原まで延長してもらうのが一番いいのですが、民営化されたJR東海さんにもいろんな事情があると思われま。私たちの要望・要求のみを言うわけにもいかないと思っております。過去に垂井町を通過しております路線バス、これは稲葉線、日吉線の維持のためにバス会社に補助金を払った経緯があります。垂井町、関ヶ原町、米原市が大垣での乗りかえの不便さを解消するために、JR東海に対しても補助金を払ってはどうかという質問を以前したことがございます。利便性をよくすることが、長い目で見れば名古屋市への通勤圏となり、垂井町の人口増、また垂井町の実展につながると思いますが、中川町長は今まで年1回、どのような思いで、またどのような姿勢でJR東海に要望に行かれたのか、その辺をお聞かせいたします。

大きく分けまして、2番目の質問に入らせていただきます。

2番目は、斎場の利便性についてというテーマであります。先ほど同僚議員が質問されましたので、それに対する再質問というような形で聞いていきたいと思っております。

先ほど、垂井町の斎場は火葬炉が年間223件、そのうち斎場の利用が112件と、約半数であると住民課長からお聞きしましたが、これは自宅でされるのが最近非常に減っておりますが、いわゆるセレモニーホールでされたという答弁をいただきましたが、垂井町にもし斎場が二つあるとすれば、民間の施設を利用せずに垂井町の斎場を利用するのがもっとふえるのではないかとと思っておりますし、一番の問題は費用の問題だと思っております。垂井町でやれば非常に安く済みますし、民間へ行きますと、大体見ておると、霊柩車も民間の霊柩車でありまして、その辺の費用の面で安くなると。やはり住民のことを思われるのであれば、町長、もう一度考えて答弁いただきたい。これは町長から答弁をいただきたいと思っております。

同じく先ほど質問された中で、祭壇の常設をどうだということをお問され、近隣市町、大垣市以外ではほぼされているということがありました。以前、この問題につきまして私が町長に質問した折は、宗旨・宗派により祭壇の形が変わるといので、常設は困難だということをお言

われましたが、私の今までの経験によりますと、ほとんど一緒であります。まず全部一緒だと言っていいと思います。ただ、神式の場合は屋根の飾りがちょっと違うかなという思いがした程度で、常設するについて何ら問題はないと思います。これも、先ほど2万5,000円から9万円ぐらいの借り賃だということでありましたが、亡くなってそうお金をかけたくない人もたくさんおられると思いますので、常設して安く上がるように考えるべきではないかと思います。これは、町長からまた答弁をお願いいたします。

大きく分けまして3番目に、垂井町奨学金制度を設けてはどうかということを以前も質問いたしました。町長は、奨学金というのは国の制度もあると。また、垂井町には生活安定資金融資制度や各金融機関には学資ローンもあると。それを利用してほしいというふうに言われましたが、全然私の言っているのとは意味が違いまして、奨学金というのは、借りた本人が働くようになって返済する制度であり、また学資ローンというのは、恐らく親が借り、借りた親が返していくという制度であり、全然私の言っている意味とは違うわけであります。特に入学金について一番問題になると思うんですが、毎月借りている生活資金は国の制度でもいけますが、入学金、特に年間の学費というのは何とか垂井町でも考えてはどうかということであります。そうしますと、学生が進学したいと思えば、家庭の事情にかかわらずできると思いますが、垂井町長はどのように思われますでしょうか。

大きく分けまして四つ目の質問に入らせていただきます。

朝倉にある温泉は、以前はモーターの回しっ放しで垂れ流しでありましたが、4年前に整備し、貯蔵タンク、また給水する場所、いわゆるスタンドを設けました。温泉水の利用につきましては、先ほども同じような内容の質問がありましたが、カインズに売るんだと言われたこともありますし、表佐の老人福祉センターに運び、そこでのふろに利用するという案が出ておりましたが、いずれも種々の事情により不調に終わりました。

温泉の利用につきましては、いろんな効果があると思うんですが、まず健康増進に利用する、次は観光に利用する。その他いろいろあると思いますが、私が以前に提案しました中山道垂井宿温泉は、そのいずれにも効果があると思います。垂井町の温泉は、池田温泉よりも泉質がよいと聞いております。池田温泉は非常に人気があり、盛況に営業されております。しかし、池田温泉は町外れにあり、池田町の経済の活性化に寄与しているとは思われません。また、中に入っておられる業者も町外の方であります。私の提案しました中山道垂井宿温泉構想は、朝倉より、以前申し上げましたが、大谷川沿いにパイプにて送水し、途中、国道21号線、JR東海道線は川ののり面を配管すれば楽に持ってこれます。前川橋からは、道路内を送水し、夢の屋に温泉施設のみを建設し、建物内では飲食物は売らずに、飲食はすべて町外の町沿いの民間の方の店で利用していただくというのが垂井町の活性化の第一歩ではないかというふうに思いますし、また垂井町の中山道全体の活性化ということに関しましては、やはり初めは行政が主導で動かなければ、なかなかできないことでもあります。一たんシャッター通りになったのをまた復活させるというのは並大抵の努力ではできないと思いますが、まず垂井町が行政主導で温泉

施設をつくられてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

これも前に申しましたが、南宮神社とお千代保さんの違いを申し上げましたが、お千代保さんは必ず駐車場にとめて、約500メートルか1,000メートルくらい歩かなければ神社に行けません。南宮神社は目の前にあるということで、中山道垂井宿温泉には駐車場もなしでいいなと思います。駐車場は町内の空き地、また福社会館の南側にあります町有地のところを利用してもいいんじゃないかと思います。町長にこの構想についての意見をお聞きいたします。

大きく分けまして五つ目であります。

これも以前やりまして、まだ私としては十分消化しておりませんのでお聞きしますが、地方債を町民から借りてはどうかというテーマで質問いたします。

この地方債は、庁舎建設、幼保園、総額11億5,000万円かかるというような説明を1年半前に聞きましたが、幼保園の建設、垂井庁舎の耐震工事、もしくは建てかえ、工場団地の建設、町道建設等に利用すれば、町民の方の垂井町行政に関心が多くなり、また町民もこれらの事業に参加しているという意識が高くなると思います。これこそ協働のまちと言えるのではないのでしょうか。総務省の許可など手続が大変であり、また金融機関の反対もあるかもしれませんが、ぜひ進めていただきたいと思いますが、町長にもう一度を答弁お願いいたします。

今質問いたしました5件は、すべて政策でありますので、町長の答弁をお願いいたします。以上であります。

これで垂井町議会議員を離れますが、8年間どうもありがとうございました。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 6番議員の御質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目のJRの利便性についてでございます。

このことにつきましては、やはり垂井駅の利便性の向上というのは、間違いなく垂井町の発展につながっていくものと、その強い思いのもとで今までもずっと要望活動を続けてまいりました。ことしも1月に岐阜県の鉄道問題研究会の一員として、東海道線沿線の各市町と一緒に要望してきたところであります。その中では、やはり増便の話、あるいは総合乗りかえ、ホームのこと等もお話をしてきました。このことについては3回ぐらい、ホームの対面乗りかえの話はしておるんですけども、ことしはたまたま担当の方が少しかわった中で改めて説明をしたところでありますけれども、やはり線路廃線のこととかであって、JRとしてはなかなか腰が重かったという印象を持っております。

一方で、住民の方からもおもしろい提案があって、ホームを一つ増設して対面通行を図るような形、対面の乗りかえをしたらどうかというような提案も先日いただいたことがございます。こういったことも一つの考え方として、またJRとの交渉の中で持っていけたらというふうに思っておりますけれども、基本的にはいつもお話をしますが、こちらとしては活性化、あるいは人をふやすために便をふやしてほしいと。JRにしたら、利用者が多ければ当然ふやします

よということで、まさにこれは鶏が先か卵が先かという話になってしまいます。ですが、何とかここら辺を少しでも利用率を上げていくことをこれから考えていった中で、ＪＲとの交渉の場に着いていきたいというふうに思います。

また、もう一つとしては、駅のバリアフリー化を進めました。そういったこともあって、さらに利用を高めるということの中で、町としてもこれだけの努力をしている。そういった中でＪＲの協力を導き出していくのも一つの方法かということをおもっています。このことにつきまして、根気強く、これからも粘り強く交渉していきたいというふうに思っています。

一方、補助金の話がございました。バスにつきましては２車線廃線という形にしたんですが、金額にしまして200万円と300万円ぐらいの金額だったかと思いますが、当然にＪＲに対する補助という形になりますと、けたが一つか二つぐらい違ってくるのではないかなというふうに思います。また、これは町単独で補助を交渉するのではなくて、当然に大垣、関ヶ原、垂井だけではなくて、もっと沿線すべてかかわってくる話だというふうに思います。そういった中で、ＪＲとしては補助金をもらったから対応するという、今のところ、要するに補助金というのは苦しいから助けてくれという形で行われるのが主な形だと思いますけれども、ＪＲとしては、その補助までは求めているような段階ではございません。ＪＲの政策として、経営として運行しておるわけですので、その分をどう補助金とマッチしていくのかというのは、非常に難しい話ではないかなというふうに考えております。

以上のように、なかなか結論が出せないわけでありましてけれども、このことは根気強く交渉していく中で、少しでも利用率を上げていき、ＪＲと有利な関係の中で交渉を進めていく体制をつくっていくことがまず大事というふうに考えております。

続きまして２点目、斎場の利用は、先ほど８番議員にもお答えを担当からしたところでございますけれども、やはり現状での利用というものがどんどん、傾向としては減ってきておる。これが一般の施設を使ってみえる部分に多分に影響があるのではないかなということを思います。

料金のことをおっしゃいましたけれども、直営といいましても、町としましては貸し館でございますので、基本的にはどこかの業者が入って斎場でのセレモニーをやっていくと。そこに対する費用は発生するわけでありまして、ホールの使用料が安くなるだけということで、あとは葬祭業者との話になっていくかと思っておりますけれども、基本的に今の状況を見ておると葬祭業者のサービスがどんどん向上しておる中で、料金等も恐らく池田の方では同時に２ヵ所ほどのセレモニーホールがオープンいたしましたけれども、業者の競争という部分もこれから出てくる中で、そういった対応も出てくるのではないかと。町がそこまで踏み込むのはいかなものかなというふうに思っておるのが現実のところでございます。

また、祭壇につきましても、最近の葬儀というのは多種多様でございます。本当に大がかりな大葬儀から、家族葬的なものまである中で、やはり祭壇もそれに見合った形でいろんな形があってしかるべきではないか。例えば今まで見た中でも、お花ですべて祭壇をつくったり、あるいは本当に簡単なセンターに祭壇があるだけのものとか、いろんな形があると思います。や

はりそれは葬儀をされる方の選択の中にゆだねてしかるべきではないかなと私は考えております。

それから、奨学金の話でございます。これも9月議会で御答弁をさせていただいたことと何ら変わるところはございませんが、基本的に国の独立行政法人日本学生支援機構で奨学金制度をやっております。これには、無利子の奨学金、有利子の奨学金というのがありまして、高専から大学までどちらでも対応できるような奨学金制度になっております。これを使っていただくのが一番ベストかなというふうに思っておりますし、そのほかにも県の奨学金制度については、私立については制度が整っております。公立につきましては、今年度から無償化が進んでおりますので、この分についてはいいかなというふうに思います。

一方、制度として子供が働きながら返す、このことは私も大変意義があることだというふうに認識はしております。ただ、今この事業を行っていくことにおいては、長い年月での償還事務というのが発生いたします。また一方で、今非常に景気が悪い中で、ことしの就職率を見ましても5割、4割という状況の中で、奨学金を借りたけれども返せる当てがあるのかどうかと、非常に厳しい子も出てくるのではないかと。そういった事務的な部分というのも当然リスクを負っていかなければいけないところがあります。そこら辺が、やはりもちはもち屋といいますが、長年の対応の中での学生支援機構等の対応の方がかなり進んでいるのではないかと、しっかりしているのではないかなというふうに思います。町として、あえてそこまで手を出す必要があるのか。今議員は、町の生活安定資金融資制度や民間ローンというのは親が払うものであるということを言いましたけれども、当然子供の教育について親がかかわっていく部分は大切なことだと思いますし、その一方で子供は奨学資金を使ってもみずからの学資については自分で返していく。この両方がもしうまく回るのであれば、子供の願いというのはかなえられるし、親としての責任も果たせる部分が出てくるのではないかなということも思っております。

そういったことから、今たちどころに町としてこの奨学金制度を創設するという意思是ございませんので、よろしく願いをしたいと思っております。

続きまして、温泉問題についてでございます。

このことも10番議員の質問等でもお話をさせていただきましたけれども、温泉に対する基本的な考え方というのは、先ほども申しましたように、有効利用を図っていくという考え方である。新たな施設はできるだけつukらない。既存の施設の中でうまく利用を考えられたらということも申しました。また一方で、企業等がそういったスパとか、入浴施設等を考慮するときにお湯を売って、そういったものを使っいただくということも考えられるということも思っております。

議員がおっしゃいました中山道通りに足湯程度、あるいは温泉施設をつくって、観光の目玉にしたかどうかということでございます。確かに観光に資する部分は非常に大きいと思いますが、逆に言えば、温泉がなければ観光ができないかということそうではない。やはり一つの一助になると思います。また、議員が先ほどおっしゃいました南宮さんとお千代保さんのお話もさ

れましたけれども、これなんか、まさに遠くにとめて歩くということは、町民にとってもかわりを持つということになってまいります。これは、やはり住んでみえる方が、それをどう受け入れていくかと。その施設とどうかかわっていくのかということが大事になってくる部分だと思います。こちら辺を考えたときに、先ほどからお話が出ておりますが、中山道の垂井宿が「じまんの原石」として登録されたという中で、観光協会含めて5団体で、この「じまんの原石」をさらに磨きをかけていくための方策、あるいは観光協会に新しく協会長を迎える中で、この立ち上げをどうしていくかということの中で、やはり中山道をどうしていくんだというのが大きな命題として出てくるものと思います。そういった中で、住民を巻き込んだ形でここにこういうものがあるいいよね、こういうものをつくろうよと、そういう話の中で、行政としても一緒にかかわっていく。

先ほど議員は、行政がすべて前面に出て進めるべきだというふうにおっしゃいましたけれども、こういった観光とか、文化財の保護という部分は、住民がまさにどうかかわっていくかというのが大きな問題であると私は認識をしております。そういった論議を踏まえた中で、今後の対応をまた検討するときに来ると思います。

議員の提言がございました中山道垂井宿温泉というのは、一つの案として非常におもしろい部分もあろうかと思えます。今後の検討課題となると思いますが、やはりたちどころに、今、町としてこれを取り上げるところではございませんので、御了承をいただきたいというふうに思います。

最後の町債、公募債につきましては、やはり専門的な見地もありますので、総務課長から補足説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、私の方から、6番議員の地方債を町民に借りてはという御質問に関しまして、これにつきましては、少し財政的な見地の部分もございまして、私の方から答弁をさせていただきたいと存じます。

地方債を町民から借りてはということで、全国的には住民参加型のミニ市場公募地方債というのが正式名称でございます。長い名称でございますので、以下、ミニ公募債という名称で表現させていただきましますので、御了承いただきたいと存じます。

議員の質問の中でお話ございました、このミニ公募債につきましては、地方債の資金調達手段の一つでございまして、市場公募債資金の中でも全国機関、投資家を主な購入対象としております全国型の市場公募地方債とは異なりまして、地域住民や法人の方を購入対象として限定をいたしまして、いわゆる議員が申されましたように、住民の行政参加意欲の高揚を図ることを目的としたものでございます。こういった観点から、議員にも以前御質問をいただいたわけですが、このミニ公募債に係りますさまざまな情報を、過去取り寄せるなり、あるいは金融機関にも調査を行いまして、いろんな角度から検証を行ったわけでございます。

確かに、メリットといたしましては、全国的にも評価されております中には、住民の行政への参加意欲の高揚を図るといことは一つのメリットでございます。しかし、その一方で、このミニ公募債を発行するに当たりましては、地方債発行の募集、あるいは証券発行の事務事務、あるいはまた元金の受領、元利金の支払い、債権の保全などの管理事務等の行政事務が出てまいります。これにつきましては、議員も質問の中でも認識をしておっていただくところでございますが、そういった行政事務がかかるということから、一般的には金融機関、あるいは証券会社にその事務を委託して行っているところでございます。しかしながら、そうした委託先につきましては、システムの開発費、あるいは管理運営経費等が出てまいりまして、結果、それが利息のほかに手数料といった形で行政経費にはね返ってくるものでございます。そういったことから、議員もおっしゃられるように、金融機関の反対もあるかもしれないというようなことを御指摘されておるわけでございますが、またこのミニ公募債が住民参加型のまちづくりにふさわしい意義を持っているといたしましても、このような発行手続、あるいは管理事務並びに行政経費が増大するといったデメリットの方が大きなウエートを占めてしまうという結果になるという評価もしておるところでございます。

また、まちづくりの形態も、こうしたミニ公募債が誕生したころと比較いたしますと、大きくさま変わりもしてきたのではなかろうかなということを思うわけでございます。公募してもなかなか引き受けがないといったリスクもございます。全国的には発行する金額も減少傾向にあるといったところございまして、現に岐阜県におきましても、以前、県民債というものをやっておりましたけれども、現在は行われていないといった実態でございます。

このように、現実的な視点を考慮していきますと、他の資金調達方法と比べ、何らかの相当な経済効果がなければ、導入につきましては消極的にならざるを得ないと考えるところでございます。財政的には、地方債の発行につきましては抑制をしていく方向でございますが、大きな事業等にやむを得ず発行しなければならない場合につきましては、臨時財政対策債等を初め、有利な起債の活用にはばらくは努めていきたいと考えております。そういったことから御理解をいただきたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） 6番 奥村耕作君。

〔6番 奥村耕作君登壇〕

6番（奥村耕作君） 再質問させていただきます。

まず1番目のJRの利便性についてであります。頼みに行ってもらうときに、現在、米原から垂井の間は大体時間2本、大垣から名古屋の方は時間4本、そのうちの名古屋から大垣までの4本のうち2本を米原まで延伸してもらえばいいんですね、乗りかえなしで。そうすると、どっちみちその電車は米原まで行っても、また名古屋へ帰っていかなあきませんから、それが帰りとなって使えると思うんですね。ただ、名古屋 - 大垣間は8両で編成していると思います。大垣 - 米原間は、時によって違いますが、2両、4両、6両という編成でされております。ですから、その分電気代が余分に要るなと思いますから、それに対しての補助金を出すので願

いしてはどうだという思いで言ったのですが、その辺、町長は理解していただいて、また来年、頼みに行っていきたいなと思います。

それと、4番目の温泉の利用についてであります。先ほど同僚議員が質問されたときの答弁では、温泉施設は優先順位が低いと。だから、23年、24年、25年の総合計画に入っていないというふうに言われましたが、効用としましては、健康増進にもつながるとい面もあります。

人間一番いいのは、私の希望であります。前の日までは元気で、朝起きたら死んでおったという死に方が一番いいなと思うんですが、そういうためには、死ぬまでは健康でいなければならない。そのために、温泉の施設を利用するののも一つではないかと思ひますし、そうすれば国民健康保険料がもっと安くなるんではないかと思ひます。それについて、もう一度、町長の答弁をお願いいたします。

祭壇の常設の件ですが、祭壇の形も、町長は多種多様であると。いろんな祭壇を最近をよく見ますが、一番安く上げようと思えば、垂井町の祭壇を2万5,000円で借り、その前にひつぎを置いて、それだけでもやれるわけあります。ですから、周辺の町がやっておられるのですから、それは真剣に考えていただいてもいいのではないかと思ひます。これは、町長の決意がかたそうですので答弁は結構でございますが、私の希望でございます。以上であります。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 6番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、温泉の健康増進に資するという部分のことでございますけれども、確かにそういった面が今までも温泉の論議の中で出てきた経緯はあると思ひます。ただ、これが確実にこういう効果というのが、まだ定数化している部分のない、言われる方も当然おられるんですけれども、まだまだそれは一つの側面であるというような認識であります。ですから、先ほどから申しておりますように、今後、地域住民の方がどうとらえられるかという中でブラッシュアップする中で、おもしろい提案として考えていく材料になるのではないかなというふうに思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

それから、JRの件に関しましてですが、要するに4本来て、そのうちの2本を余分に持っていけということですね。その電気代ぐらい補助で賄えるんじゃないかということですが、そもそもJRは、人がおらんで動かしたくないということですね。要するに乗降客がそれだけ望めないから減らしておるとい現実がありますので、補助金を出せばJRが動かすかというと、ちょっとまた違う論議になるような気が私はいいたします。ですから、先ほどから申しておりますように、垂井駅での乗降者を、大垣 - 米原間の乗降率を少しでも上げていく。これはいろんな方策があると思ひますけれども、そういったものを講じながら、JRに必然的にふやしていこうというような多様性を持っていきたいというふうに考えております。また、これに対しては要望ということも必要になってまいります。ただ単に現実がそうだから後追いでなく、強い要望としてこれはしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ

いたします。

議長（衣斐弘修君） 2番 吉野誠君。

〔2番 吉野誠君登壇〕

2番（吉野 誠君） 東日本巨大地震の被災者の皆様へ、心からお見舞い申し上げます。

東日本の復興には、約30兆円のお金がかかると思います。一人の国民として、政府・民主党は、今年度の歳入の4割を赤字国債の発行に頼る予算案です。ばらまき予算の典型とも見られる、いわゆるマニフェスト、政権公約関連予算を撤回し、このすべてを緊急災害対策費に振りかえることです。子ども手当約3兆円、高速道路の無料化、高校無償化、農業の戸別所得補償といった目玉政策をやめていただき、災害対策への振りかえに充てるべきだと思っております。また、国会議員の歳費の4月分から2割か3割カットし、それも災害費用に充てていただきたいと思っております。

思えば、阪神大震災のときもそうであった。危険が去れば、惨状を伝える映像に胸を痛めた人々が、ボランティアで続々と被災地へ救援に向かわれました。しかし、いつかの熱狂が去ると、政治も世間の関心も潮が引くように被災した人々から離れ、やがてまるで自己責任や勝ち組、負け組というような言葉に象徴される利己主義が世を覆い、現在の迷社会を招き寄せてしまいました。人々が孤立し、他者とのきずなを切実に求める。みんなが支え合って暮らす社会づくりの契機にするよい機会だと思っております。

これから通告に従いました一般質問をいたします。

中山道垂井宿にトイレの設置を。

観光客が垂井駅からおりて真っ先に聞かれる言葉は、「トイレはありますか」「食べる場所はありますか」「お土産はありますか」と聞かれます。垂井町には、トイレも食べる場所もお土産もありません。どこの観光地に行っても、トイレも食べる場所も、お土産も売っております。中山道通りに空き地がふえてきました。そうしたところにトイレと併用した複合施設、例えば街角案内の事務所とか観光協会の事務所等を併設したトイレをつくったらよいと思いますが、町長はそういうトイレをつくれる気があるのかどうかをお聞きします。

議長（衣斐弘修君） 産業課長 三浦高雄君。

〔産業課長 三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 2番議員の御質問、中山道垂井宿通りのトイレ設置についてお答えをいたします。

議員申されましたとおり、私たちが知らないまちを訪れて散策する場合に、必要なところは、トイレ、飲食場所、観光案内の場所等でございます。議員の御質問も、この観点からのものと思います。

しかし、幸いにいたしまして、JRの駅から中山道沿いには町の施設及び一般の方が自由に入れる施設、駅を初め福祉会館、商工会、夢の屋、長浜屋、保健センター等々が点在しており、その施設のトイレの使用は可能でございます。

そこで、町では今後、駅や観光案内所等に置きますパンフレット等の作成の際には、トイレの位置を明記し、そこでの利用を促していきたいと考えます。

議員御質問の夢の屋付近へのトイレの設置というようなことですが、今申し上げたような方法で様子を見て、それでもトイレが不足して不自由であると感じられるようであるとか、あるいは思われるようでしたら、12番議員の答弁でも申しましたが、今後、中山道垂井宿を「じまんの原石」としてさらなる磨きをかける際の優先順位も考慮する中で、前向きに検討してまいりたいと考えます。そういったことから、現時点では今申し上げたような施設を利用することで対処できると考え、トイレの設置を先行する予定は持っておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） 2番 吉野誠君。

〔2番 吉野誠君登壇〕

2番（吉野 誠君） 観光客は、社会福社会館のトイレというのはなかなか目につかないんですよ、いろんなものを見て歩いておると。その町通りの中に公共トイレがないと、非常に不便をするわけなんですね。例えば夢の屋の中にもありますけど、10時から3時までの間しか使えませんよという話がありますし、それでは、こんだけの観光資源のある垂井町ですから、やはり大至急施設をつくっていただくと。そのためには、トイレだけではなく、複合施設というような形でやっていただくのがいいと思いますので、それは町長、やる気があるのかなのか、そのところを町長に答弁を求めます。これは1年後か3年後か、期間も切っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 2番議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

トイレに限らず、複合施設も含めてというようなお話でしたが、それこそが、議員がいつもおっしゃる計画はどうなっておるんだというふうに、まさに合致してくるのではないかなど。全体の計画なくしてトイレだけを先につくって、全体の流れと、観光客がどういう動きをするのか、そういった部分をしっかりと把握していく必要があると思っております。

また、先ほどからずうっと質問が出ておりますように、こういった町通りの開発、あるいは観光化という部分で、住んでいる方がどういうふうに観光にかかわっていくかということは非常に大事な問題だと思います。そういうことを抜きにして、一方的な話というのはなかなか難しいと思います。これから、そういった部分も丁寧に対応していきたいというふうに思いますし、そういった計画づくりの中で、先ほどから何回も申し上げておりますけれども、「じまんの原石」のブラッシュアップ、あるいはまちづくり交付金等の事業にこれから取り組んでいきたいというふうに考えております。そういった計画の中で、こういったものは対応していけるものというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。今ここで、たちどころに何年何をつくりますという話には今のところありませんので、御容赦いただきたいと思っております。

議長（衣斐弘修君） 3番 木村千秋君。

〔3番 木村千秋君登壇〕

3番（木村千秋君） まずは、重ね重ねになりますが、このたび東日本大地震で被災されました方に対しまして心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられました方に対し、心よりお悔やみを申し上げ、一刻も早い救助と復旧を国、あるいは行政各関係機関に対しお願いし、今任期最後、本日の大トリでございますが、議長のお許しを得ましたので、一般質問に入りたいと存じます。

今定例会初日に新年度予算のお示しがありました。一たん休止となった幼保一元化に関しては、再度推進を掲げられ、幾度となく御提言させていただいてきた経過から敬意を表するものであります。あわせて、一時保育に関しましては、手狭となった現在の設置場所の北保育園から西保育園へ移動し、より広い場所を確保し、一層の充実を図られていくとのことで、子供を持つ親、現役子育て世代の一人として、子育て環境の充実が盛り込まれたこれらに関しましても高く評価させていただくところであります。

また、障がいを持たれた方の居場所づくりに関しましても、既存施設の有効活用等で新年度は整備を図られていくとのことで、町長のそうした取り組み姿勢には重ねて感謝申し上げます。

そこで、今回は、第5次総合計画の中のまちづくりの柱2で掲げてあります学校教育、本町におけます特別支援教育について、特にお尋ねをさせていただきたいと存じます。

新年度の特別支援学級設置の状況は、町内小・中学校に、垂井小学校3クラス、東小学校2クラス、宮代小学校1クラス、表佐小学校1クラス、府中小学校1クラス、不破中学校3クラスと設置予定をされております。親さん方からの地域で子供を学ばせたいという強い願いもあって、その実現に至っております。また、学級は知的と情緒に分かれてはいますが、人数や障害の程度も学校ごとにさまざま、児童に対する指導員の人員配置の面からも十分であるとは言えない現状があります。また、町が実施する就学指導の課程を得た上でも、さまざまな御判断から、通常学級に在籍し、加配を受けるという現状もあります。それらさまざまな課題を日ごろから改善し、充実させようと、教育長初め、各学校長等、関係各位の働きかけは承知の上であります。対象児童数の増加等により指導員不足が慢性化しつつある今日、何らかの解決策を早急に打ち出さなければならないと考えております。

そこで、その解決策の一つとして、通級教室の導入を御提言申し上げます。通級とは、学校教育法にも掲げられており、通常の学級に在籍するお子さんで、軽度の発達障がいのあるお子さんなど個別に支援が必要であると思われるお子さんに対して、通常の基本的な生活は在籍学級で行い、ある一定の授業時間だけを聞こえの学級のような通級制の学級に通ってくる形態のことです。

保護者の皆さんと一緒に考えながら、生徒の実態に合わせ、授業の復習や重要ポイントの確認などを行い、一人ひとりに合わせたプログラムを組み、巡回相談や個別、または小集団の指導を行う中でお子さんの成長を促していく教室であります。既に近隣でも取り組み実態はあり、

そうした自治体では、お子さんの発達等についての保護者の方からの相談も同時に行われているなどとのことから、保護者の安心にもつながるのではと考えます。

また、こうした取り組みは児童・生徒にとっても達成感が持て、他者とのコミュニケーションがうまくとれるようになると学校生活が楽しくなるというのもメリットと考えます。また、こういった体制が整うことで、指導員側の負担の軽減や現状に合った臨機応変な指導員の配置につながるのではと、重ねて御提言申し上げます。

それらを踏まえ、数点お尋ねをいたします。

1. 垂井町としての特別支援学級のあり方についてどのようなお考えであるのか。2. 通級教室についてはどのようなお考えがあるのか。3. 導入のお考えは。

以上をお尋ねし、続いては、水道事業についてお尋ねをいたします。

御提案として、垂井ブランドの開発にもつながる水の販売、水道事業の海外展開についてお尋ねをさせていただきたいと存じます。

水道事業は、安心・安全の確保のもと、その役割を各自治体が担ってきた歴史があります。近年では、水は買うということが当たり前の時代になり、一般企業のみならず、水ビジネスに乗り出す各自治体がテレビや新聞でも伝わる場所でもあります。また、このたびの地震災害時でも、何よりもまず水の供給をと真っ先に水についての報道がされており、阪神大震災のときも、私自身ボランティアとして給水活動に携わらせていただいた経過から、水の大切さを改めて感じたところでもあります。

水の販売に関しましては、各地こぞってインパクトのある名前をつけ、自慢の天然水などを販売、都市部ではろ過技術の高さを売りに、おいしい水道水をペットボトルで販売している現状があるとのことで、そうした発想から、我がまちを広く知ってもらおう努力と自主財源の確保という面に積極性を感じる場所でもあります。

先ほども同僚議員から、垂井の泉の活用についても触れられておりましたが、また上水道事業は当然のことながら安全性が何よりも重視されるため、海外で施設の運営管理を受注する際には過去の供給実績が問われるようではありますが、垂井町の水道技術の高さと経営状態は、これまでの事業やこれからの第6次変更事業を見ましても、その実績や計画内容は評価するところであり、誇れる場所でもあります。

最近では、東京都水道局が都民1,200万人の水道事業を運営してきたノウハウと信用力を生かすため、企業と共同事業体を組み、インドやベトナムなどアジア地域を中心に海外の上水道施設の建設や運営管理事業の受注に乗り出すとのことで、それは地方自治体にも波及しつつあります。経済産業省によりますと、上下水道の管理や海水淡水化など、水ビジネスは新興国を中心に約36兆円の市場があるとも言われており、上水道の運営管理は、そのうち5割近くを占める主要分野だと言われます。

町長所信表明にも将来の財源確保について触れておりましたが、こうした発想は低迷する町内産業の活性化にもつながり、自主財源の確保にもつながると考えますが、これらについては

どのようなお考えがあるのかをお尋ねし、質問を終わりたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） 教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

教育長（渡辺眞悟君） 3番議員の、本町における特別教育についてのお答えをさせていただきます。

一つ目の垂井町における特別支援教育についてでございます。

本町においては、特別支援学級と、通常の学級で特別に配慮を要する児童・生徒も含めた特別支援教育を重点の一つとして位置づけております。具体的には、発達障害の早期発見、早期支援体制を推進すること、生活自立につながる基本的な生活習慣の定着を図ること、情緒の安定につながる環境づくりを推進する、これらのことを通して、特別な支援を必要とする児童・生徒への教育の充実を進めていくことです。

本町における就学指導についてですが、お医者さん、それから大垣特別支援学校の先生、子供相談センターの方、また健康福祉課の担当の方々から構成される町の就学指導委員会を設置し、特別な支援を必要とする園児・児童・生徒について、専門的、多面的な視点から分析しまして、入学や入級の判断をしております。また、就学指導の充実のために、垂井町就学指導の手引、冊子でございますが、それを改訂し、全保育園、幼稚園、小学校、中学校に配付しております。特に小学校入学時の就学指導の重要性を考えまして、各校の就学指導が円滑に行われるように指導をしております。具体的には、保育園、幼稚園と小学校との連携、講習会や連絡会議、事務担当者会議等を開催しまして、就学指導が円滑に行われるように働きかけております。

また、各学校には特別支援教育コーディネーターを位置づけております。この特別支援コーディネーターの主な役割は、一人ひとりの児童・生徒の障がいに応じた個別支援計画を作成し、指導を充実することと、それを見届けていくこと。それから特別支援教育に関する校内外の連絡調整、保護者や学級担任との相談、教職員の研修のリーダー役などでございます。

次に、特別支援学級に関する現在の取り組みと今後の方向について述べさせていただきます。

現在、町内の小・中学校には、先ほど議員御案内いただきましたとおり、知的に関する特別支援学級が小学校でございますが3学級、自閉、情緒に関する特別支援学級が5学級開設されています。また、中学校には、知的に関する特別支援学級が2学級、自閉、情緒に関する特別支援学級が1学級開設されています。さらに、言語に関する通級教室が小学校に2学級開設されております。その指導に当たりましては、特別な支援を必要とする児童に対して一人ひとりのプログラムを作成し、指導援助を進めているところでございます。これは、子供のニーズを正確に把握し、関係機関等との連絡を図りながら、長期的な視点で乳幼児から学校卒業までを見通し、一貫して適切な支援を評価しつつ行うことを目的としております。また、町費で個別支援教育講師を配置しまして、年間4,875時間分の支援をしております。

最後に、通級教室に対する考えでございますが、通期による指導は、学校教育法施行規則第

140条、141条に定めておりました、児童・生徒のニーズに応じて障がいの改善、克服といった特別な指導が受けられる教育体制です。町内には、垂井小学校と表佐小学校に言語通級の「ことばの教室」が2学級開設されています。なお、情緒障害や発達障害に関する通級教室についても、要望を継続して進めていきたいと思っております。通級教室の増設に関しては、通級する児童・生徒の人数、指導する時間数、教員の配置、開設する場合の場所などが総合的に検討されて決定されてきますので、今後も私どもの方として十分検討して進めていきたいと思っております。

子供たちは、どの子もかけがえのない存在でありまして、他にはないよさを持っている存在です。今後も、全教職員はもちろん、家庭、関係諸機関と緊密な連携を図りながら、一人ひとりの子供を大切に、子供のニーズに応じた特別支援教育を推進してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 上下水道課長 中島健司君。

〔上下水道課長 中島健司君登壇〕

上下水道課長（中島健司君） 3番議員の二つ目の御質問にお答えをさせていただきます。

垂井ブランドの開発にもつなげる水の販売を通して、垂井のPRと財源の確保という御提案でございますが、水道水のおいしさと安全性をPRするために、イベント等でペットボトルでの水の無料配布を実施している事業者があることは認識をしているところでございます。販売に関しましても、製造に要した費用を価格としており、公営企業として、営利を目的としては進めていないということでございます。基本的に水道水がおいしくなったこと、水道水の安全性等をPRし、水道事業についての認識を深めていただくことを目的として行われているものが多いようでございます。

町の水道事業運営につきましては、経常経費の削減を図りながら健全経営に努めているところでありますが、今後におきましても、垂井の水が安全でおいしいことのPRをホームページ、広報等を通して行い、自主財源の増収に努めていきたいと考えております。

なお、限られた人員の中で効率的に水道事業を運営管理しているところであり、町独自の水ビジネスの海外展開などの取り組みは難しいと考えております。現時点におきましては、住民の方に安心して安全な水の供給を優先的に行っていききたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 3番 木村千秋君。

〔3番 木村千秋君登壇〕

3番（木村千秋君） 御答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきたいと存じます。

順番は前後いたしますが、御容赦いただきたいと思います。

水道事業に関しましては、海外事業展開は考えておらんということで、消極的なお答えにち

よっとがっかりしておりますが、会計から見しても、内部留保とか現金預金というのが10億円ほどあるというような数字だと思っておりますし、繰り上げ償還もされていくという中ですので、財源に多少の余裕はあるように感じますので、今後の施設の維持管理等でお金がかかっていくということも承知をしておりますが、こういった提言も今後参考にさせていただいて、財源の確保に努めていっていただきたいと思います。

さて、特別支援学級の件についてであります。教育長さんの御答弁にもありましたが、年間約7,000時間の配分を先生にさせていただいていると。それなんですけれども、それを1日に割りましたら、今の先生にしまして、1人の先生で4時間程度じゃないのかなと聞いておりますが、それは十分な時間配分かどうかということ再度確認させていただきたいと思います。

先日、「垂井町の教育ビジョン」という冊子がありまして、特別支援教育について、その充実ということで課題意識があるということのお示しがあったんですが、先ほどの御答弁中にも、通常学級での加配の件と特別支援学級の件のことというふうであったんですが、通常学級での加配を充実されていくのか、支援学級の指導員の増員という形で充実を図られていくのか、いま一度確認をさせていただきたいと思います。

といいますのも、先ほどの質問内容に、不足する指導員対策をとっていただきたいと思っておるんですけれども、新年度が始まるぎりぎりの段階になっても、保護者さんからのお声で、加配がつくつかないかということの毎日不安を抱えておるといってお声が大変聞こえてまいります。不足する指導員対策についてはどうされていくのかということで、これは町長にもお答えいただきたいんですが、指導員不足については、財源不足というのは理由にならないと私は考えております。町の決算・予算を見ていまして、財源が余って積み立てという形になってまいりますし、垂井町の教育に関して、教育費というのは削ってはならない予算だと思っておりますので、そういった立場から、町長としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

そして、通級につきまして検討を進めたいという御答弁で、大変御期待申し上げるところであります。ありがたいと思っておりますが、私のところには、常に通級の御要望というのが届いておるんですが、今までに学校等でそういった御要望などの調査をされたことがあるのかということをお聞きしたいと。もし通級を進めていきたいということで取り組まれるのであれば、こういったスタイルで導入をされるおつもりか、今の時点でのお考えをお尋ねして、私の再質問とさせていただきます。

〔「所管の委員長なのに一般質問で聞いてもいいのか」と呼ぶ者あり〕

議長（衣斐弘修君） 一般質問は全般的ですから、通告に基づいて発言されることは許可しております。

教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

教育長（渡辺眞悟君） 3番議員の再質問にお答えさせていただきます。

一つ目でございますが、現在、個別支援教育の講師でございますが、御指摘のとおり、おお

むね1人につきまして4時間程度でございます。このことが十分かどうかということにつきましては、教育はどれだけ金をかけ、人をかけても十分ということはずないと私は思っております。しかしながら、県費職員と一緒に力を合わせて一人ひとりの子供を育てる、一生懸命やっておっていただけることに関しましては感謝申し上げます。この言葉で御理解いただければありがたいなということを思っております。

それから、加配の講師を配置するに当たりまして、それは通常の学級なのか、特別支援学級なのかということでございますが、県費の非常勤講師とのバランスとか、各校の意向や実態を考慮しながら、先ほど申されました限られた予算の中で最大限に効果が生まれるような配置をしていきたいと思っております。したがって、本年度、個別支援教育の講師がついた子に必ずその講師がつくかどうかということは、毎年毎年変わりますので、今、慎重審議しているところでございます。そのために、スクールアドバイザーや大垣特別支援学校の先生方や幼稚園の先生方と情報を十分集めまして、限られた予算が有効に働くように考えて進めているところでございます。

最後の通級教室につきまして、調査をしたかどうかということでございますが、まだ調査はしておりません。今後十分研究しながら進めていきたいと思っております。その理由は、まず特別支援学級の講師も必要ですし、「ことばの教室」等の指導も必要でございますので、まずは現在の子供たちをということしておりますし、人数につきましても、おおむね20人程度ないと学級は設置できないというところでございます。現在の特別に配慮を要する子たちの特別支援学級の人数は四十数名でございますので、そのことを考えてみますと、どうかなということもございましたので、現在まで調査しておりません。今後十分検討しながら進めていきたいと思っております。どうぞ御理解ください。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 3番議員の御質問の中で、財源の話がございました。指導員の町単分の加配についての財源ですが、基本的には要望が出たものについてカットをしておることはございません。財源をしっかりと確保した上で、今、教育長からお話があったように、人がなかなか充てる状況にないというか、人が見つからない部分もありますので、財源としては確保し、対応しておるようなところがございますので、そこはしっかりと御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、1点、海外事業について消極的という御発言がございましたが、町の規模として、東京都水道局と垂井町は比較になるものではないというふうに思います。当然垂井町としては、今現状、町民の皆さんに安全で安定した水の供給をしていく、これがまず第一義として企業経営としてやっておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後 4 時08分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 衣 斐 弘 修

垂井町議会副議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 木 村 千 秋

会議録署名議員 栗 田 利 朗